

平成30年第2回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月20日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時38分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
	11番	国忠崇史君	12番	大西陽君
	13番	谷口隆徳君	14番	十河剛志君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中館佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君
教育委員会 教育長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君

---



(午前10時00分開議)

○議長（松ヶ平哲幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（千葉靖紀君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

7番 谷 守議員。

○7番（谷 守君）（登壇） おはようございます。

2日目のトップバッターであります。私も2期目のこれからの4年間、1期目と同様に一生懸命取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成30年第2回定例会に当たり、通告に従いまして、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

1点目は、女性の活躍推進というテーマでお聞きしたいと思います。

少子化が進み、労働人口も減少傾向にあり、女性の力を生かさなければ経済成長を維持できない時代に入ってきています。育児や介護支援などワークライフバランスに取り組む企業のほうが業績はよい方向に向くことが次第に周知されるようになってきており、女性の意見を取り入れることによって、その企業の発展だけでなく、社会全体の底上げにもつながるものと思料するところですが、これらのことから、女性が活躍できる社会の実現のため、本市ではどのような施策等があるのか確認したく、今回質問するものであります。

さて、今国会では女性の政治参加をより推進するため、各種選挙での男女の候補者数をできるだけ均等にするよう政党や政治団体に求める政治分野における男女共同参画推進法が5月16日の参院本会議にて全会一致で可決、成立し、公布と同時に施行されました。同法は、議員立法で政党などの努力義務として、男女それぞれの公職の候補者数について目標を定める等自主的に取り組むよう努めると明記されています。

本土別市議会におきましても、2期ぶりに女性議員が誕生し、今後、女性を政治分野に送り出す動きが加速するよう望むものであります。政府の2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める割合を3割にするという目標からすると、あと三、四人は必要と感ぜま

す。一方、国や地方公共団体にも男女候補の均等化に向けて必要な施策を策定し、実施するよう

努めると明記されております。女性議員の参入にて、女性ならではの発想で、女性のニーズを酌み取り、女性視点での政策を実現することが期待でき、そのための環境づくりとして、例えば女性専用の休憩室や女性専用車両の導入等、さまざまな環境づくりも今後必要になってくるものと考えるところではありますが、まずはこれらの件につきまして、本市の御所見をお聞きしたく、お伺いするものであります。

次に、女性活躍推進法に基づく士別市特定事業主行動計画についてお聞きいたします。

この法は、平成28年4月1日より、国と地方公共団体、301人以上の労働者を雇用する事業主に対して、女性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけたことと、その情報公表が施策の柱であります。したがって、この行動計画は、士別市を事業主とした職員の行動計画ではありますが、その進捗状況についてお聞きするものであります。

行動計画に掲げられている女性職員の活躍に向けた数値目標である3つの柱、1つ、男性職員の積極的な制度の活用、2つ、超過勤務の縮減、3つ、女性職員の管理職登用の推進のそれぞれについて状況を報告いただきたいと思います。

最後に、第3期士別市男女共同参画行動計画についてお聞きいたします。

女性の社会参画については、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法、そして前述した女性活躍推進法など、さまざまな視点を持った法が現在まで施行されております。

これらのことを背景に、本市でも、平成15年に、男女がともにきらめくまちプラン、士別市男女共同参画行動計画を、平成25年からは、第2期男女共同参画行動計画の策定の中、平成23年には、士別市男女共同参画推進条例を施行し、男女がともに尊重し合いながらあらゆる分野において対等なパートナーとして参画していく社会づくりの実現に向けた取り組みが進められてきており、このたび、第2期行動計画の期間満了に伴い、第3期士別市男女共同参画行動計画が策定された次第であります。

計画期間は、上位計画とする士別市まちづくり総合計画と連動して今後8年間と計画されておりますが、非常に多岐にわたり計画されている内容に思われますが、本計画の概要、特徴、施策の内容等についてお知らせいただきたいと思います。

また、この計画実現に向け、これまでさまざまな取り組みを進めてきたことと思いますが、今後の展開も含め、その実施内容も紹介いただきたいと思います。

終わりに、この男女共同参画社会基本法の第2条、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することを男女共同参画社会の形成と定義しているとおり、行政には、今後、地域の特性を生かした施策を大いに期待いたしまして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、第3期士別市男女共同参画行動計画について答弁申し上げ、士別市特定事業主行動計画等については、副市長から答弁申し上げます。

本年3月に策定した第3期男女共同参画行動計画は、男女共同参画社会基本法や士別市男女共同参画推進条例の基本理念に基づいた、男女共同参画社会を推進するための指標となる向こう8年間の計画です。

本計画の特徴としては、法律改正に伴い、新たに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画としても位置づけているほか、暴力に関する相談窓口の周知や暴力防止に向けた啓発、女性の活躍に向けた多様な働き方の推進などの施策を包含しているところです。

また、新たな取り組みとして、計画終了時にこの間の取り組み結果を検証できるよう、男女共同参画社会の用語認知度や男女の役割意識など、5項目について数値目標を掲げ、数値による推進状況の把握を行うことができる計画としています。

次に、今後の取り組みなどについて、計画の基本目標に沿って説明いたします。

1つ目の基本目標である人権と男女平等を尊重する意識づくりでは、平成25年に子どもの権利条例を制定したほか、男女共同参画などをテーマとしたセミナー等により、平等に対する意識づくりを図ってきたところです。

男女平等は憲法で保障された権利であり、お互いの人権を尊重することが男女共同参画社会をつくる基本となることから、今後も、人権や男女平等の視点での教育や学習、人権に関する啓発に継続して取り組みます。

また、男女共同参画の理解促進に向け、今月23日からの男女共同参画週間に伴い、図書館や市内バス、車内広告のほか、新たにワークライフバランスをテーマにしたリーフレットを作成し、市内公共施設のホームページ等において、わかりやすく、実践しやすい啓発活動を行っているところです。

2つ目の男女自立を支援する環境づくりの基本目標については、いきいき健康センターの開設による高齢者の健康づくりや地域支え合い事業の定着など、社会福祉の向上や環境づくりに努めてきたところです。第3期計画では、ワークライフバランスの推進や男女が働きやすい職場環境の実現など、女性の活躍に向けた取り組みを進めてまいります。

3つ目の目標である男女共同参画の社会づくりについて、本年4月現在での市の審議会、委員会等への女性登用率は、いわゆる充て職を除き、49.5%となっており、私のマニフェストに掲げる女性委員の比率50%をおおむね達成しているところですが、今後も、政策や方針を決める過程への女性参画について、第3期計画においても数値目標を定める中で各種事業に取り組んでまいります。

このように、あらゆる分野において男女共同参画を推進するため、基本方針に基づくさまざまな

まな施策を実施してきましたが、市民アンケートなどから見ても男女の固定的な役割分担意識が残っているなど、男女共同参画が十分に実現できていない面もあります。性別にとらわれずお互いを認め合い、助け合いながら自分らしく暮らしていくためには、市民や関係団体、企業の皆さんと行政が連携し、男女共同参画の視点に立った市民意識を醸成する啓発活動などを中心とした取り組みを進める必要があります、今後も第3期計画に基づき、男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律及び士別市特定事業主行動計画についてお答えいたします。

初めに、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく環境づくりなどの取り組みについてです。

この法律は、政治分野での男女共同参画を推進するため、基本法の理念にのっとり、男女共同参画を効果的、効率的に推進し、民主政治の発展を目指すものとされ、国、地方公共団体の責務や政党その他の政治団体の努力などについて規定されているものであります。

女性ならではの発想や視点、経験や意見を持つ女性議員の参画が望まれるところですが、地方議員の女性比率はいまだ低い状況にあります。本市の環境整備の現状としては、各種委員会や講演会の際に実施している託児サービスのほか、セミナーなどの開催による啓発活動に努めているところですが、女性議員の参画に向けては、市民の意識啓発や人材の育成に資する施策などに関して情報収集に努めるとともに、その取り組みなどについて御提言も踏まえ、さらに検討を進めてまいります。

次に、女性活躍推進法に基づく本市の特定事業主行動計画についてです。

本計画については、平成28年度からの5カ年計画とし、お話がありましたように、男性職員の積極的な制度活用、超過勤務の縮減、女性職員の管理職登用の推進の3項目について目標を設定したところです。

それぞれの達成目標と直近の進捗状況についてであります。まず、男性職員の積極的な制度活用では、配偶者出産休暇は該当者全員が取得すること、男性職員の育児休業及び育児参加のための休暇取得者では、1人以上の取得を目標といたしました。この実績として、配偶者出産休暇は該当者全員が取得しており、育児参加のための休暇については制度周知を徹底したこともあり、平成29年度で8人が取得しましたが、育児休業の取得者はおりませんでした。育児休業については、休業期間が無給となることもあり、その取得が難しい面もありますが、引き続き取得に向けた啓発などの取り組みを進めてまいります。

次に、超過勤務の状況については、最終目標として1人当たりの月平均超過勤務時間を10時間以下としたところですが、行政職については、28年度、29年度ともに13時間を超える状況で、医療技術職については、それぞれ11時間と10時間になっております。超過勤務につい

ては、長期間化による疲労の蓄積によって事務能率の低下を招くほか、心身の健康への影響も懸念されますことから、こうした状況を防ぐためにも、行財政運営戦略で示した超過勤務縮減プログラムの策定や時間外管理システムの導入などによる業務実態の見える化を行い、職場全体として労働時間の短縮を図る取り組みを進めるとともに、業務の進め方の工夫なども含め、意識改革に努めてまいります。

次に、医療職を除く女性職員の管理職登用の状況につきましては、最終目標を部長・次長職で7%以上、課長職で35%以上、主幹職では25%以上としたところであり、28年度から30年度の実績は、部長・次長職ではそれぞれ8%、16%、15%、課長職では31%、18%、14%、主幹職では20%、29%、37%と、おおむね目標を達成している状況で、管理職全体としては20.2%、20.6%、22.4%となり、女性の占める割合が年々高くなってきております。今後も、適材適所の人材登用を進める中で、女性職員の積極的な登用に努めるとともに、管理職研修などによる能力開発や市内団体への派遣などの取り組みを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 谷議員。

○7番（谷 守君）（登壇） 次は、固定資産税についてであります。

固定資産税は、平成30年度予算で約9億2,700万円を見込み、市税総額約22億円のうち42%強を占める貴重な自主財源の一つであります。

2点目は、この固定資産税の土地、家屋、償却資産に関連することについてそれぞれお聞きしていきますので、よろしく願いいたします。

まず、所有者不明土地の対応、その後の取り組み策について確認したいと思います。

私は、昨年第3回定例会で、この所有者不明の土地の問題について取り上げさせていただきました。相続などの際に登記が長年行われず、所有者の特定が難しくなっている土地が全国的に広がっており、固定資産税の賦課徴収が困難になるばかりか、公共事業の遂行にも支障を来し、今や社会問題になっている状況であることから、本市での実態、そして、この所有者不明の土地を増やさないために今後どのような取り組み策をとっていくのか、お聞きしたところであります。

その際の答弁としては、まず、所有者不明土地の状況として、本市でも29年度で17件ほどの存在を確認しており、今後の取り組みの一つとして市内に住民票や戸籍を有していない方の場合などは、来年度以降の納税通知書送付時に所有者死亡時の御連絡願いを追加するなどして、制度周知を図るとの答弁でありました。

そこで、既に今年度分の納税通知書は発送済みであると思いますので、この点について、今回とられた対応策等について紹介していただき、また、ほかに新たな対応策などいろいろと取り組みがされているようですので、その点についても紹介いただきたいと思います。

加えて、一連の所有者不明の土地に対する政府の対策としては、例えば登記官の権限強化など解消に向けた取り組みがいろいろと図られているようではありますが、最近の政府の取り組み

についても参考までにお知らせいただきたいと思います。

次に、土地、家屋の寄附と買収についてお伺いいたします。

今回（仮称）街なか交流プラザの整備に向けた計画で、大通東5丁目の不動産につきまして寄附を受け、それに伴い隣接地も計画では用地買収する予定となっております。このことについて、本市の捉え方を確認したく、お聞きするものであります。

なお、用地買収については、昨日の真保議員への答弁の中で、今後、建設主体となる第三セクター、まちづくり会社が実際に買収を行っていくとのことでありましたので、ここでは用地買収の一般的な本市の考え方を参考までにお知らせいただきたいと思います。

ところで、先ほどの所有者不明土地が発生する要因としては、近年の少子高齢化、地方の過疎化、人口減少という時代に入ってきて、特に地方においては不動産の価値が見込めず、また、売買も困難になってきているため、手間とコストのかかる相続登記がされないまま、そのまま放置されてしまうことが原因の一つになっているようです。

また、建物の取り壊し費用が土地評価価格を上回り、処分ができない不動産が多数存在し、それがそのまま空き家問題にもつながっているところです。政府は、所有者不明土地の対応策として、いっそ所有権そのものを手放せる制度も考えているようですが、代替利用のつかない地方の過疎地では、それを認めると收拾がつかない状況が考えられます。

このような状況のもと、1つ目として、今回の寄附は一過性のものであること、2つ目に、市長マニフェストのもと、（仮称）街なか交流プラザを整備することで中心市街地の創出を図ること、3つ目として、従前から危険構築物として市民から関心の高い箇所であったことから、多大な取り壊し費用がかかるとしても寄附はやむを得ないと私自身は思考いたしますが、本市のお考えを確認したいと思います。

一方、隣接地の用地買収についてであります。

私は、以前の一般質問で、市所有地の売却について本市の考えをお聞きいたしました。

その中の答弁では、自治体運営改革会議等で検討を踏まえた中で対応を進め、固有地の処分に当たっては、土地の面積や用途に応じた基準により、財産評定委員会に諮問し、売却価格の答申を受けた後に入札により売り払いを行っており、そして、売却価格の設定は、資産評価の目安である公示価格の路線価を基準に、近隣や過去の取引事例を勘案し、総合的な検討を行った上で実勢価格も反映し、売却価格を設定しているとのことでありました。

今回は、その逆の用地買収であります。どのような手順等で価格が決定していくのでしょうか。そして、そこに建物がある場合、撤去費用等はどうなるのか。前述したように、今回購入は第三セクターであります。この用地買収の一般的な考え方を参考までにお知らせいただきたいと思います。

また、過去にこのような寄附、買収等の事例があれば、この際、その内容についてもお示しいただきたいと思います。

最後に、償却資産に関連することについてお伺いいたします。

今通常国会にて、中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を自治体の判断で3年間最大ゼロにできる特例措置を盛り込んだ生産性向上特別措置法が5月16日に成立いたしました。

同法は、中小企業や事業所の設備が老朽化し、労働生産性が伸び悩んでいることを背景に、中小企業の積極的な設備投資を後押しすることで生産性の飛躍的な向上を進めるのがその柱であります。中小企業庁によると、同法の成立、施行を見込んで、これまでに1,492の自治体が固定資産税をゼロにするという意向を示しているようであります。税の免税による固定資産税の減少分については、最大75%を国が地方交付税で補填することになっております。本市も、商工会議所などからの要請があった経緯から、いち早く、さきの5月15日の臨時議会において固定資産税を3年間ゼロにする条例を可決し、その門戸を開いたところであります。

そこでお尋ねいたしますが、この生産性向上特別措置法について今後の流れはどのようになるのでしょうか。自治体には先端設備を導入するための促進基本計画の策定や、企業には先端設備等導入計画の策定等求められるようではありますが、いずれにいたしましても、この法に対して設備を予定している事業者もいると思いますので、対象設備の内容や条件、本市の利用促進や周知方法などについて今後どうされていくのか、お知らせいただきたいと思っております。

そして、固定資産税ゼロの措置に取り組む自治体は、ものづくり補助金等を優先的に受けられるようではありますが、この点についても説明いただきたいと思っております。

また、設備投資後3年間は税額がゼロになるということではありますが、対象設備によって償却年数など異なる場合があることと思っておりますが、制度を利用する側にとって実際どの程度の額が免税になるのか、実際の免税額についても参考までにモデルケースでお示しいただければと思います。

以上お聞きいたしまして、私の2点目の質問を終わります。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、私から、所有者不明土地に関して答弁申し上げ、寄附と買収についての考え方は総務部長から、生産性向上特別措置法に向けた本市の対策案、対応策につきましては経済部長から答弁を申し上げます。

まず、所有者不明土地とは、不動産登記簿等により調査しても所有者等が判明せず、また、連絡がつかない土地となりますが、その発生要因の一つには相続登記が済んでいないことが挙げられます。

そこで、本市の対応であります。士別市に住民票や戸籍がない場合は、居住地や本籍地から死亡通知や届け出がなく、死亡情報の把握に課題があったことから、平成29年第3回定例会において、谷議員の御質問に対する答弁のとおり、今年度から納税通知書の同封文書に資産をお持ちの方が亡くなられた場合の手續等について新たにお知らせをするとともに、ホームページでは、所有者不明の土地が社会的に問題となっている現状と相続登記等の必要性について広く周知をしているところです。

次に、国の取り組みでは、昨年5月から、法務局において法定相続情報証明制度が開始となり、各種相続手続の軽減を図っているほか、今年度から、土地を相続した個人が登記をせず死亡した場合など、一定要件を満たす場合の相続に係る登録免許税を3年間免除する特例措置が創設されたところです。今後の国の動きとして、平成31年には法務局登記官に所有者の調査権限を付与するほか、平成32年を目途に相続登記の義務化や所有権の放棄等について民法や不動産登記法など関連法を改正するとしています。

相続登記には法的義務や期限的拘束がないため、直ちに不都合が生じないことなどから登記をしないケースはありますが、何世代も放置をした場合には相続権が複雑化し、売却や担保とする際など相続人調査に膨大な時間がかかるとともに、世代ごとの相続登記の完結には、費用面だけではなく書類作成においても極めて困難な作業と解されます。市民が不利益をこうむることがないように、個人の財産を円滑に次世代へ引き継ぐため、相続登記の必要性及び放置するリスクを丁寧に説明し、引き続き国の法整備等を注視しながら、制度の情報提供に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から、土地、建物の寄附、買収についての考え方についてお答えします。

まず、街なか交流プラザの建設に関連した土地、建物の寄附についての考え方です。

市が建設事業を行うに当たり土地、建物を必要とする場合は、公用または公共用の目的で使用する行政財産としての取得を基本としています。寄附により取得をする場合については、条件付きのものでない限り、公共的な活用の可能性など公益目的に合致するかどうかを基準に判断をしています。

街なか交流プラザは、中心市街地のにぎわいづくりと機能的で住みやすいまちづくりを進めるため、中心商店街の一角である大通東5丁目に整備をしようとするものです。この立地は、都市機能が集積する中核的な地区であるとともに、国道40号線と239号線が交差する交通の要衝でもあります。当該土地、建物の活用により、にぎわいある商店街づくりや、まちの駅としての拠点づくり、地域と地域を結ぶ交通の結節点づくりといった本市施策としての観点からも公益上の効果が大きいこと、さらには旧土別デパート、山田デパートの安全対策が可能となることなどから寄附を受理したところです。

次に、買収の手順などについてです。

買収価格については、客観的な評価の目安とされる公示価格や不動産鑑定における取引事例に基づき、近隣や類似地域の取引事例などを参考にしながら価格の算定を行うほか、流木や建物等の移転や撤去に費用がかかる場合には、北海道用地対策連絡協議会が定める標準単価などを用いて土地、建物等の資産価値や補償費を評価し、適正な価格となるよう総合的な算定を行っています。

このほか、普通財産などとして買収する場合は、財産評定委員会において同様に資産価値や補償費などを勘案し、協議、設定した取得費用をもとに買収をすることとしています。

また、近年の主な公有財産の取得事例としましては、売買による取得では西広通街路整備事業や南沢川河川整備事業に伴う用地のほか、環境センターや有害鳥獣保管施設等の建設に伴う用地取得があります。寄附を受けた土地、建物を活用したものでは、生涯学習情報センターいぶきやふれあいセンターなどの事例があったところです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、生産性向上特別措置法に向けた本市の対応策についてお答えいたします。

生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画につきましては、今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む施設を生産性の高い設備へと一新し、事業者自身が労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的としております。

この導入計画は、中小企業、小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、特別措置法において定められているものです。

この計画は、設備を設置する事業所の所在する市区町村が国から導入促進基本計画の同意を受けている場合に、中小企業、小規模事業者等が市区町村から認定を受けることが可能となり、認定を受けた場合、固定資産税の特例や金融支援、補助金における優先採択等の支援措置を活用することができます。

本市におきましても、中小企業、小規模事業者等が先端設備等を導入することで地域経済のさらなる発展が図られるものとして、特別措置法に基づく基本計画の策定を進めているところであります。

そこで、基本計画の内容についてであります。まず、先端設備等の導入促進の目標値を定めます。労働生産性に関する目標では、導入計画を認定した事業者が定める労働生産性が年平均3%以上向上することが目標となります。

次に、先端設備等の種類についてです。経済産業省令で規定する機械設備、測定工具及び検査工具、器具、備品、建物附属設備、ソフトウェアとなります。計画地域につきましては、士別市全域を本計画の対象とし、対象業種及び事業については全てが対象となります。

計画期間につきましては、特別措置法に基づき国が同意した日から3年間となります。

以上の内容にて計画の同意を得るため、北海道経済産業局へ基本計画の協議書を提出したところであります。同意を得た後には、本市で導入計画の申請を受け付けていく流れになりますので、特別措置法に基づく基本計画の詳細等について、市ホームページや広報での周知のほか、事業所に対する情報紙の配付、商工会議所や商工会などの関係機関による事業所への周知を広く行い、市内事業者の先端設備等の導入促進における支援に努めてまいりたいと考えております。

す。

次に、ものづくり補助金等による優先採択についてです。

優先採択扱いとなる要件としましては、市が固定資産税の特例率をゼロ%にする条例を成立させ、基本計画に対する同意を得ていること、事業者が導入計画の申請をしていることが要件となり、補助金に要望された案件の審査を行う際の採択における加点という優遇措置扱いとされています。このほかにも、補助率が2分の1から3分の2にアップするといった優遇措置の対象となります。

実際にどの程度モデルケースとして免税になるかについては、例えば1家族1,000万円で耐用年数6年の機械等を購入した場合、固定資産税額としては、1年目は11万7,600円、2年目は8万円、3年目は5万4,500円であり、3年間の合計で25万2,100円が生産性向上特別措置法に基づく減額対象に係る固定資産税額となります。

今後は、労働生産性向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、支援していくことが必要であると考えますので、本市においても導入促進基本計画を早急に策定し、事業者の先端設備等の導入を促すことで地域経済のさらなる発展に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） おはようございます。

平成30年第2回定例会において、3項目について通告をしております。いずれも基幹産業の農業と、さらには市民生活に直結をした重要な課題でありますので、前向きで具体性のある明確な答弁を期待しながら質問に入ります。

最初に、種子法にかわる新たな制度についてであります。

本年4月1日に廃止された主要農作物種子法は、戦後の食料難時代の1952年に主食増産のため制定をされ、稲、麦、大豆の原種の生産や優良品種を決める試験と優良な種子の安定供給を都道府県に義務づけるものでありました。政府は、種子法が民間企業の参入を妨げている要因としていますが、根拠法を失えば、遺伝子組み換え品種が入り込んだり、あるいは外国の種苗大手による種子の支配が進み、価格の高騰やもうかる種子しかつくりたくないことによって多様性を失われ、供給の不安定なども予想されることから、農業者はもとより消費者にも大きな不安が広がっております。

今までは、法に基づき、都道府県の種子生産の経費は国からの地方交付税で手当てされてきました。法の廃止で必要な予算が失われ、種子の供給に支障が出るのではないかと懸念がりましたが、総務省は法が廃止される2018年は種子生産の経費を織り込んで配分することを決定しているようであります。しかし、中長期的に維持されるかどうかは見通せない状況にあります。

今回の法の廃止を受けて、稲や麦、大豆の種子の品質確保と安定供給を継続するための条例

を既に制定した県が複数ありますが、北海道としては、今後、独自のルールをつくり、検討しながら、2018年度は同法にかわる要領などを策定して、現行の体制を維持しながら、2019年度以降に安全で優良な種子を安定的に供給できる体制の確立のために、新たなルールをつくり、種子法にかわる条例の制定を強く求める意見もあることから、これらを含めて検討するとしていきます。

現時点では、道は条例の制定に消極的であり、農業者を含め関係団体の将来に向けて不安を抱いております。北海道は広範囲であり、気候や土壌条件など各地域によって環境が異なるため、地域に合った多様な品種が必要であります。安全で安心な農作物の生産を行う上で、根幹となる優良な種子の確保は極めて重要であることから、将来的な予算の確保の点からでも、拘束力の強い条例の制定は不可欠であります。我が国の食料基地として北海道の独自戦略を条例で示すよう、強く求めるべきだと思いますが、この見解を伺いたいと思います。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えいたします。

主要農作物種子法は、国や都道府県が基礎食料である稲、麦、大豆についてすぐれた特性を持つ品種を決める試験を行うほか、農地を指定して種子を栽培し、普及に向けた審査、指導を行い、奨励品種に指定した後、生産、普及を義務づけるものです。

農林水産省では、種子法を本年廃止し、都道府県の持つ品種開発のノウハウや施設などを民間事業者に対し提供することで、官民の総合力を発揮して種子の研究、開発を活性化させてしています。しかし、議員お話しのとおり、種子法の廃止は種子開発に係る予算の確保にも影響することが懸念されており、原種の保存や育種には人材や時間、資金が必要で、これまで積み上げてきた基礎研究や原種生産の体制が縮小するなどの可能性があり、北海道のような栽培条件の厳しい積雪寒冷地域対応の種子開発、研究が立ちおくれることも考えられ、今後、コストや種子の安定供給等に不安が残る状況となっています。

このような中、種子法廃止後については、国や道が将来の食料生産を見据えた政策を構築していくべきとの考えから、昨年、私は、道北市長会で提案した、国における主要農作物の品種改良や種子、種苗の生産、供給システムの適正性の確保と、北海道における公益にかなった主要農作物の品種改良や種子、種苗の生産供給体制の存続について、最終的に北海道市長会から北海道、国及び北海道選出国會議員に対し要請を行ってきたところです。

北海道では、種子法の廃止を受け、本年4月に基幹作物及び主要畑作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、北海道主要農産物・主要畑作物種子生産審査要綱等を制定し、原々種や原種の生産、優良品種の認定など、今までの体制を維持しながら、今後、関係機関、農業団体などの意見を聞き、2019年以降に新たな独自のルールづくりに取り組むこととしておりますが、種子は最も基本的な農業資材であり、そのあり方が農業と食料のあり方を左右し、その中でも主食の種子は食料主権の根幹にかかわるものであります。

今後、現行の種子生産、普及体制を生かした北海道独自の種子条例が制定され、優良な種子が

安定的に生産及び普及が図られるよう、北海道市長会へ要望事項となるよう提案するとともに、関係団体と連携した取り組みに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 種子に対する思いを再度市長にお伺いしたいと思います。

種子というかわゆる種については、全ての命の源というふうに言われております。この法の廃止によって、大手企業による企業戦略で利益を優先した種子の扱いは非常に不安が残るということでもあります。種子法の廃止によっては、これは農業者ばかりでなく、多くの国民、北海道でいえば道民の皆さんが不安を持っているということでもあります。

それで、一部紹介しますけれども、既に一部報道されておりますけれども、主要農作物種子法の廃止を受けて、北海道の種子生産を守っていこうとする道民有志が、6月15日に、種子について幅広く考えて学び、行動をする市民団体北海道たねの会を発足させております。呼びかけ人は道内各界の著名人を含めて消費者、生産者団体、元JA組合長、自治体首長も呼びかけ人になっております。さらに研究機関等となっており、道民の立場から道独自の種子条例案を提案することを掲げているということになっております。

先ほど市長が答弁でいただいたように、ルール、要領については政策によって大きく変わるということがありますから、しっかり条例化をするように、再度市長の思いをこの議場でお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それに、本定例会でも北海道主要農産物種子条例の制定に関する意見書を提案されることになっておりますので、このことも含んでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

昨年、議場で大西議員から種子法の廃止に向けての対応策ということで御質問をいただきました。そこで私は答弁を申し上げ、先ほども答弁したわけでありましてけれども、昨年4月の道北市長会のときに、私のほうから、この種子法というのは極めて重要である、といたしますのは制定されたのが1952年でありますから65年前であります。北海道は積雪寒冷地ということで、この優良品種を稲、特に大豆についてはほとんど北海道が主導してつくり上げてきている。なおかつ、この優良な品種をつくるのに最低でも10年間は期間がかかるということも言われているわけでありますから、種子法の果たしてきた役割というのは極めて重要だということで、なくしてはいけない、そんな思いの中で道北市長会で提案を申し上げて、これが全道市長会にもしっかりと受けとめていただいて、全国市長会にも提案をし、先ほど申し上げたとおり、北海道、国並びに北海道選出国會議員にもこの旨をしっかりと伝えてきているところであります。

そして、ことし4月から種子法がいよいよ廃止をされました。廃止はされたのだけれども、しっかり予算はつけるべきだということで、引き続き、北海道市長会として同じ要望内容を、国並びに、先ほど申し上げたような形で進めているところでございます。

そこで今、国においても、野党共通の取り組みとして、種子法の復活法案、これを国会に提出をさせていただきますし、あるいは北海道に対しても、今お話がございましたけれども、市民団体はもちろんなのでありますが、それぞれの農業関係団体についても北海道としての条例をしっかりと制定すべきだと、こういう取り組みも今既にしている状況でございますので、先ほど私が答弁で申し上げたとおり、北海道市長会に対して北海道市長会としての要望をしっかりと条例制定をすべきだということにすべきだということでお話をさせていただきながら、この種子法については、大西議員お話しのとおり、極めて私も重要であると同時に、特に食料宝庫であるこの北海道にとって重要な課題でございますので、力を込めて一步一步進めてまいりたいと、このように考えていますので、そう申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 次に、市立病院の現状と民間医療機関との連携についてであります。

昨日の西川議員の質問と多少重なるところがありますが、大事なことでありますので、改めて質問をさせていただきます。

市立病院の経営健全化が本市にとっての大きな課題の一つであります。病院の経営実態は慢性的な医師不足によって医療体制の維持が難しい状況にあり、人口減少、少子高齢化も重なって厳しい経営を余儀なくされております。これまでに改革プランを策定して経営改革に取り組んできましたが、大きな成果を得るまでには至っておりません。

平成20年には、それまでの累積不良債務13億2,000万円を解消するために病院事業特例債と一般会計からの繰り入れで対応しており、21年度以降は年度末の一般会計からの追加繰入金により不良債務を発生させておりませんが、毎年10億円を超える繰入額となっており、本市の財政事情からも、今後不足額を一般会計が負担することは極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中、本年4月より病院経営の迅速性と企業性を発揮させ、より自律的な経営が可能となる公営企業法の全部適用に移行する経営形態の見直しを行いました。病院は患者から信頼されることが最も大切なことであります。良質な医療サービスの継続とあわせて経営の効率化によって経営の安定化が期待されるところでありますが、移行後2カ月が経過して医療スタッフの意識はどのように変わったのか、現時点での課題は何なのか、また、経営形態の見直しについて市民にどのように周知をしたのか、お伺いいたします。

次に、本年5月末の患者数と収支実績及び前年同月比とあわせて改革プランの中で士別地域医療圏の公立診療所及び民間医療機関との連携強化が重要としておりますが、連携の具体的な内容とその効果についてお伺いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、地方公営企業法の全部適用後のスタッフの意識の変化と今後の課題及び市民への周知についてであります。

スタッフの意識につきましては、本年4月1日に地方公営企業法を全部適用した以降のこの

2カ月間での変化ということではなく、平成28年4月に長島院長が意識の覚醒を掲げて就任して以来、全職員に向け厳しい現在の病院の経営の状況や改革の必要性、さらに地方公営企業法の全部適用に向けた説明会などの開催を通じ、この準備を始めたころから職員の意識も変化し始めたと考えています。

加えて、現在の地域医療の状況から、回復期、慢性期を中心とした診療体制へと経営の形態を変えることに伴い、医師にあつては内科外来の予約外担当や病棟当番の廃止など極力常勤医の対応に努めてきたことや、看護師数の適正配置を図るため、看護業務の負担軽減に向けて外来病棟間の看護師同士の連携や薬剤師、リハビリ、放射線技師、検査技師など他の全職種が連携するなど、その変化があらわれてきているところであります。

また、適用後引き続き病院に在籍する職員は、市長から病院事業への出向辞令、事業管理者からは配置辞令を全員受けたところであり、事業管理者を先頭に職員一同地域医療を支えるため、病院事業に取り組む気持ちを新たにしているところであります。

今後の課題といたしましては、住民に信頼される医療の提供はもとより、新経営改革プランに沿って、一般会計からの基準内の繰り入れで病院経営を図っていかねばならないわけですが、医師確保がこれまで同様に病院運営の根幹に影響を与えるもので、最大の課題といえます。

この3月には、北海道からの派遣医師と糖尿病専門外来を担当していた2名の常勤医師が退職となり、現在、常勤医の確保に努力をしているところでありますが、当院だけではなく、北海道における常勤医の確保は非常に厳しい状況であり、現状では非常勤の出張に頼らざるを得ない状況となっております。糖尿病専門外来については、これまで派遣のなかった旭川医科大学第2内科から月2回の医師派遣を受けることができましたが、常勤医の業務負担が現在増加する状況となっております。

また、経営形態の変更に伴う市民周知についてであります。本年1月に全戸配布された市立病院応援隊だよりの紙面をかりて公営企業法の全部適用について詳しく周知したほか、報道機関においても機会があるごとに取り上げていただいたところであります。また、病院ホームページ、院内掲示においても、公営企業法の全部適用と事業管理者の設置について周知をしたところであります。

次に、本年5月までの患者数、収支の状況についてであります。

入院患者数については一日平均119.5人で、前年同期と比較して7.8%の増となり、予算で計画している113人を上回っています。外来患者数は一日平均456人で、前年同期と比較して4.9%の減となり、予算で計画した462人をわずかに下回りました。

そこで、収支の状況につきましては、4月末での比較になりますが、入院、外来収益とも前年を上回り、費用についても給与費の減少などがあり、650万円ほどの収支改善となっており、現在の5月の患者数の状況からも収益が一定確保できるものと予想しております。

これまでは10億円を超える一般会計からの繰入金により収支の均衡を図った経緯もあります

が、29年度の決算においては、追加の繰入金なしで約1億5,000万円の純利益となる見込みです。し、今年度につきましても、現状のままですとプランで定めた8億9,600万円の繰入金で収支均衡を図る予定であります。

そうした状況の中、年度当初としては順調なスタートが切れたものと考えておりますが、今後も患者確保、効率的な経営に努めてまいります。

次に、士別地区医療圏の公立診療所及び民間医療機関との連携の内容とその効果についてであります。

現在、名寄市立総合病院を中心に稚内市立病院、枝幸町国保病院、浜頓別町国保病院、町立下川病院と本院が、患者の診療画像などの情報を共有するポラリスネットワークを組織しており、各地域の民間病院、診療所等への参加拡大を進めています。現在、士別地域では、しべつ内科クリニック、あさひクリニックが参加しており、患者の同意のもとで本院で所有している患者の診療画像などを参照することによりスムーズな医療連携を図れることから、さらに参加拡大に努めてまいりたいと考えています。

また、あさひクリニックの医師にあっては、毎週月曜日の本院での外科の外来、手術の支援、透析支援を、しべつ内科クリニックの医師は、入院患者の呼吸器疾患に対する治療支援をいただくほか、剣淵町立診療所からは、コンピューター断層撮影、いわゆるCT撮影の依頼を受けるなど、本院と地域医療機関の医師の間の連携、さらに本院への患者の紹介等が行われております。

さらに、本年1月に設置しました士別市立病院訪問看護ステーションあゆみには名寄、旭川だけでなく、士別地域の他の医療機関医師からの訪問看護依頼があるなど、その開設目的に沿ったものとなっております。今後さらに患者が増えていくものと考えています。

今後は、市内で整形外科の診療所の開設が予定されているところでありますが、さきのポラリスネットワークへの参加を初め、CT撮影など高額医療機器の利用連携、入院患者の紹介などについてさらに連携を図るよう、協議に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問は、食料品アクセス、いわゆる買い物弱者問題の取り組みについてであります。

商品を見ずから見て、求めて、楽しめる、良好な買い物ができる環境は日常の生活の基本であり、生活をする上で不可欠なものであります。地方においては、人口の減少や少子高齢化、さらに過疎化の影響もあって、地元小売業の廃業や地域交通網の事情もあって、日常の買い物が困難な状況に置かれている人々、いわゆる買い物弱者の方が全国的に増加傾向にあるとされており、一つの社会問題となっております。

個々の生活環境や家族構成等によって事情は異なりますが、高齢者などが買い物に不便や苦勞を感じている状況から食料品アクセス問題とされており、一過性の対策で解消されるもので

はなく、持続的な対策が必要であります。基本的には民間事業者の取り組みを期待するところですが、採算性など難しい点もあり、簡単なことではありません。

本格的な高齢化社会を迎えるに当たって、食材の安定的な供給や地域コミュニティー維持等の観点から、現在、自治体を中心となって取り組んでいる事例もあり、住民に最も身近な地方自治体が関係する業界や団体と連携して、この問題に取り組むことが必要ではないでしょうか。

本市の現状も、温根別地区では食料品を扱う店舗が閉店以来、現在も無店舗の状態が続いておりますし、下士別、さらに武徳地区も同様の状況であります。多寄地区においても、現在営業している店舗を経営される方が近く閉店する意思を示しており、今のところ後継店のめどが立っておらず、将来に向けて心配や不安の声が数多くあります。

本市では、将来にわたって活力ある地域を維持するため、地域づくりの目標や方向性を示すため、まちづくり総合計画の中で地区別計画を初めて策定をいたしました。策定に当たっての多寄地区のワークショップでは、現在の店舗が閉店すると食料品や生活用品などの買い物が困難となり、生活に大きな支障があるとの意見が多く出されております。地区別計画は、それぞれの地区の問題や課題解決のためのものであります。この計画を進める中で、食料品アクセス問題についても前向きに取り組むことが必要であります。

今後の高齢者対策や地域交通、経済事業など、市役所庁内の各部署に関連がありますので、実態把握と課題整理、及びニーズ調査も含め、各地域の均衡ある持続的な維持発展のために、全庁的にこの問題に取り組むことを強く求めて、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、食料品アクセスの現状と課題についてです。

食料品を購入するに当たり、何らかの理由で不便や苦勞を感じている、いわゆる買い物弱者と呼ばれる方への対策は、本市においても喫緊の課題と認識をしております。買い物弱者の大半の方は高齢者であることから、これまでにそうした方を対象に意向調査を行う中で、高齢者宅配サービスや子ども議会において要望があった、お店のない地域への対応策として、郵便局内でのアイスクリームの販売に対する支援などを行ってまいりました。

各地域における課題や要望は多様であり、買い物における不便さの解消方法もまたさまざまであります。その一つとして、民間事業者が実施している宅配サービスや訪問販売を利用される方も、各地区では多いとお聞きしているところであります。このほかにも、インターネットを利用した商品の購入やホームヘルパーによる買い物支援などがありますが、高齢者に限らず、実際にいろいろな商品を見ながら、安くてよいものを購入したいという思いは、消費者、生活者としてごく自然なものであり、直接お店に行って買い物ができることが生活の基本であることはお話しのとおりであります。

本市では、これまで地域にコンビニエンスストアの出店を検討する話もございましたが、先を見据えた人口の推移と売り上げ、人材確保の問題などから、結果として出店に至らないこと

となりました。買い物弱者にかかわる問題は、本市のみならず、過疎化が進む全ての地域における問題であり、その原因には、高齢化により移動が困難になるなど買い物する側の問題と、地域人口の減少や地元小売業の廃業、路線バスの廃止といった周囲の環境変化による場合がありますが、これらへの対応はいずれも難しいものであります。しかしながら、特に生鮮食料品や日用品などの買い物は、生活を営む上で欠かせないものでありますので、お話にもありました持続的対策をしていくための対応が急がれるものであります。

本市では、このような解決策の一つとして、現在策定を進めている公共交通網形成計画において、地域ごとの特性に応じたデマンド交通や市街地の利用促進も視野に入れ、農村部からのアクセス向上なども含め、交通システム構築に向けた検討を行っているところであります。

また、高齢者の方に対する外出支援策の一つとして、士別市敬老バス乗車証交付事業や朝日地区で行っているコミュニティバス運行事業といった支援を実施しているところでもあります。

今後、人口減少や高齢化が一層進む中で、地域における食料品アクセスの問題解決に向けては、その地域で生活する人たちみずからも話し合い、地域が主体となった地域力による取り組みも必要なことと考えますし、また、この問題は、商品供給、販売店舗、交通網、高齢者介護、福祉、地域振興など、さまざまな事業分野が関係する問題でもあり、単なる宅配サービスの提供や出店における支援といった対策だけでは解決していけない問題ではないものでもあると考えますことから、御提言がありましたように、全庁的な視点の中で、関係業界や団体、そして地域の方とも連携をし、取り組みを早急に進めてまいりたいと考えます。

以上申し上げ、答弁いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 取り組みについて早急に検討したいということでもありますけれども、具体的なスケジュールについて、まず確認したいと思います。早急といっても、着地点はいつなのかということも含めて言っていただければありがたい。

もう一つ、6月9日付の北海道新聞の朝刊に載っていましたが、北海道の問題として、各町村でスーパーの閉店が相次いでいて、買い物弱者が社会問題になっているという記事が載っていましたし、先ほど私が質問した中で、地区別計画の中身を見ると、市内8カ所の地区でそれぞれの計画を組んでおりますけれども、この中の現状と課題という点で、8地区のうち6カ所の地区で、買い物の利便性が悪い、あるいは店舗数が減少して将来不安だと、あるいは高齢者の買い物が非常に不便だという心配と現状について書かれております。

地区別計画は議会で何回か議論しましたが、本来、課題解決のために一定の政策を組んで進めるべきだということでもありますから、今、副市長から答弁ございましたスケジュールを聞きたいというのは、この地区別計画とリンクしてやるべきだと思うのですが、その辺の見解はどうなのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再質問にお答えいたします。

お店屋さんがなくなる、あるいは買い物に困るといったような問題は、人口減少や高齢化が顕在化してきたときから始まっている問題であります。私も経済部に在籍しておりましたので、この問題については相当前から大きな課題になるというふうに考えておりました。ただ、そのころは、どちらかという小売商業として、それぞれの地域でどうして成り立たせるか、成り立っていきけるようになるかといったことが主眼でありましたけれども、ここに来て思うことは、小売商業という範疇ではなかなか解決できない問題でもあるというふうに思っております。

そのような中で、今年度に入って、地域コミュニティーを幅広く研究している研究機関の会合に出席する機会がありまして、そこで発言を求められた中で、ちょうど地域から小売店がなくなるといったことで、そこで生活をし続けていけることも最終的には困難になってくるような状況だというお話をしましたところ、地域コミュニティーの問題として、これもまた一つのテーマとして扱えるというようなお話もございました。まだそこでのお話だけでございますので、具体的にということではありませんけれども、今後そういったところにもしっかりと相談をしていきたいというふうに考えております。

ただ、それぞれ地区ごとに状況は違うと思えますし、今、大西議員のお話がありました地区別計画の中でも、6カ所からそういう問題が出されているということでもありますけれども、そこそこでそれぞれの事情があると思えますので、そういった事情をしっかりと我々としても把握した中で、そういったところにも相談をしていきたいと思えますし、また、そういった地区の皆様方とも、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、地区の皆様、そして関係する業界団体の皆様と、それぞれの地区の状況に応じた解決策はないかというふうなことをしっかりと組んでいきたいと思えます。

そこで、着地点はどこだというお話がございましたけれども、現段階で申し上げるのは、着地点はまだ見えていないということだというふうに思います。ただ、始めなければいつまでたっても着地することはできませんので、このことについてはしっかりと、今、全庁的にどうするかということは、それぞれの地区に合ったことを、どのような全庁的なグループで考えていけばいいかといったことも作業を進めているところでありますので、そういったことも含めて早急に着地点をお答えできるような状況まで持っていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 着地点を求めるのはちょっと難しいかと思えますけれども、早急に今検討を始めているということで理解していいでしょうか。どういう形で、例えばプロジェクトをつくってこの問題について特化してやるのか、あるいは先ほど私が言った地区別計画とあわせてそういうことにリンクしてやるのか、独立してやるのか、個別でやるのか、その辺の確認を最後にしてみたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 実は、この問題について我々が庁内で協議する中で、プロジェクトとい

う話も出たわけでありますけれども、プロジェクトをつくるにしてもしっかりとそのプロジェクトの中で何をしていくんだといったことを明確にしてからでないプロジェクトということにならないと思いますので、それぞれ地区ごとに状況が違うというお話をさせていただきましたけれども、そういったことをしっかりと把握した中で、必要に応じてプロジェクトということになるのであればそのような形をとっていきたいと思いますし、今、私どもは地域担当職員制度を実施しておりますけれども、地域担当職員の中でも、こういう地区別計画ができたという、今年度から新たなまちづくり総合計画が始まるという中では、地域担当職員の役割は相当大きいと、この地区別計画をしっかりと実施していくためにしっかりと地域に行ってお話をして来いというようなお話をさせていただいておりますので、その中でそれぞれの地区の状況というものをしっかりと把握してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 5番、佐藤 正議員。

○5番（佐藤 正君）（登壇） 第2回定例会に当たりまして、一般質問を行います。

市民の命と健康を守る立場から、市立病院についてお聞きいたします。

ことしの2月に、私たちは市政に対する市民の要望を聞くために市民アンケートを行いました。その中で、日々の暮らしについては、1つには、暮らしは大変だが何とかやっていける、2つ目には、大変苦しい、3つ目には、このままでは暮らしていけないという回答があり、この3つを合わせると回答総数の87%となりました。

そして、この生活の苦しい理由としては、収入や給料、そして年金が減った、あるいは国保や介護保険料などの社会保障費の負担が重いということでした。特に、医療費への不安や負担感は大きく、その引き下げを求める声が多く寄せられました。国民年金を頼りに暮らしている高齢者からは悲痛な声が寄せられています。医療費を心配するあまり、病気になっても病院にかからないということがあってはならないと思います。

私は、市民が医療を受けるに当たって、いろいろな心配ごとや不安などを気軽に相談でき、また、適切な医療や介護の情報を得ることができる相談窓口あるいは相談室を市立病院の1階に、現在待合室スペースになっているところに設置する必要があると考えます。

そこでお聞きいたしますが、病院2階に地域医療室がありますが、ここは入院患者を対象とした相談室と聞いています。この地域医療室での活動内容はどのようなものでしょうか。そして大いに利用されているのでしょうか。利用状況も含めてお聞きしたいと思います。

セカンドオピニオンは、治療に納得がいけないとか、主治医ではない他の医者や他の病院の医師にも所見を聞きたいと思うとき、当然、患者の権利として行使できるものです。しかし、現実には医師と患者とは対等ではありませんので、患者のほうから言い出すことはとても難しいのではないのでしょうか。

また、他の病院でセカンドオピニオンを受けるには、主治医の紹介状が必要と聞いています。血液検査やさまざまな病理検査などの記録や写真などの準備も必要でしょう。市立病院ではセカンドオピニオンにどのように取り組んでいるのか、患者のほうからの申し出はあるのか、医

師のほうからセカンドオピニオンを受けるかどうかを患者に聞くことはあるのかどうか、その取り組みの実態をお聞きいたします。

ことしの春には医師が退任したと聞きますが、市民の間では不安な話ばかりが広がっております。医師及び看護師が充足していなければ、市民は安心して病院にかかることはできません。患者が減っていくことにもなります。現在の医師及び看護師の充足状況はどのようになっているのでしょうか。不足であればどのような対策をお考えでしょうか、お聞きいたします。

私は患者の立場に立った親切な医療を目指すならば、外来であれ入院であれ、患者の悩みや不安に対応できる、例えば医療費の支払いなど経済的な問題について、セカンドオピニオンなどの意思表示について、カルテの開示、介護や看護について、あるいは職員の対応への意見など、いろいろなことをちゅうちょなく相談できる、気軽に立ち寄れる、そして患者の相談に親切に対応できる相談窓口あるいは相談室は必要だと考えます。それには、2階ではなく、誰もが気軽に立ち寄って相談できるよう、1階待合室の一部を使って設置することを求めますが、お考えをお聞きいたします。

次に、無料低額診療についてお聞きします。

さきのアンケートからも見られるように、市民は、年金だけが頼りの方たちは、今は元気でも一旦病気になったら、あるいは介護が必要な状態になったらどうしようと、強い不安を持っています。国民健康保険税や介護保険料の負担は大きなものがありますし、それ以上に病気になったときの医療費の負担は重いものであります。

低所得者や要介護者などの生計困難者を対象とした無料低額診療制度がありますが、これは経済的理由で必要なサービスを受ける機会が制限されることのないように、無料または低額な料金で治療が受けられるという社会福祉法第2条第3項に基づくものと理解しています。しかしながら、この事業を実施している病院や診療所などの医療機関は、そのほとんどが民医連に加盟する病院や診療所、勤労者医療協会や医療生協の医療機関などです。

そこでお聞きいたしますが、この無料定額診療事業は、市立病院のような公立の病院や診療所、施設などが取り組むことはできないのでしょうか。取り組めない何か法的な根拠があるのでしょうか、お聞きいたします。

健康長寿日本一を掲げる本市において、暮らしが厳しい、お金がないということで、体調が悪くなっても病院に行くのを我慢したり、入院が必要なのにためらったりする市民が出るという状況はあってはならないと考えます。可能ならば無料低額診療事業に積極的に取り組むべきだと考えますが、病院としてはこのことについて考えたことはあるのでしょうか、お聞きいたします。ぜひ、その事業の実現に向けて調査研究していただくことを求めて、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

私から、無料低額診療についてお答えし、窓口相談の充実、設置については病院事務局長か

らお答えいたします。

無料低額診療は、議員お話しのように、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生活困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業であり、社会福祉法上、第2種社会福祉事業として位置づけられております。

法制定の趣旨としては、戦後混乱期に生活困難者の医療を受ける権利を保障しようとするもので、昭和26年に制定され、民間医療機関には法人税の収益事業からの除外、固定資産税や不動産取得税の非課税規定といった税制上の優遇措置を設けたものです。

現在の道内状況といたしましては、平成29年10月1日現在で55施設が実施施設として公開されており、その全てが公益社団法人、社会福祉法人など税制優遇措置対象の法人であり、公立病院では実施されておられません。この法制度下において、公立病院が無料低額診療を実施できないといった法的制限事項はありませんが、法人税、固定資産税の納付義務がない中で当該事業を実施した場合、これらに係る減免経費が全て経営上の負担としてはね返ることとなります。

また、現行法制度において、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度など、国が推進する生活困難者対策がある中で、市民負担の公平性を第一とする公立病院が、無料低額診療事業を選択しない一つの要因になっていると考えられ、本市といたしましても実施については難しい状況です。

しかしながら、近年、高齢世帯の増加や所得格差の拡大などにより、生活困難を理由に医療費の支払いが厳しいという市民がいるのも事実であります。市立病院では、以前からも経済的理由で受診を拒むことはございませんし、医療費の支払いが困難な場合は、支払い猶予や分割納付といった対応をしています。

今後も、生活困難者へは、病院と福祉部門が連携を密にし、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度などの制度活用や分割納付などの対応に努め、市民が医療を受けられないといったことのないよう努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 私から、相談窓口の充実、設置についてお答えいたします。

まず、地域医療室の業務についてです。

主に入院患者とその御家族を対象に、療養上の心配ごとや入院費の支払いなど、生活面、経済面に関する諸問題や、入退院に向けての準備、調整、社会福祉サービスの利用、セカンドオピニオンに関する相談や苦情等への対応、他の医療機関、介護関係機関との連携を図る窓口として、医療ソーシャルワーカー、入院調整看護師を配置した地域医療室を設けております。

地域医療室に寄せられる相談件数は、29年度で1,595件となっており、そのうち在宅医療や施設等の紹介といった退院、社会復帰に関する相談が1,918件、看護、健康に関する相談が137件、医療保険、介護、福祉、年金など経済的な相談が122件、個人情報取り扱いに関する相

談が10件、その他の相談が228件となっています。いずれも案件の内容に応じては一つの部署にとどまらず、各診療科、事務局などと密に連絡をとりながら、利用者からの相談対応を図っているところです。

次に、医師、看護師の充足状況についてです。

医師については、現在9名の常勤医師と2名の非常勤医師が診療に当たっています。この3月に常勤医師が2名退職となったことから、他の常勤医師の負担が増加した状況となっています。

現状においては、大学医局、名寄市立総合病院や知己を通じた出張医の外来診療や当直業務の支援でこれまで同様の診療体制を維持しているところです。

不足する常勤医師の確保に向けては、知己を通じた声かけ、北海道への要請、大学医局や医療関係団体、紹介業者への依頼など、あらゆる努力をしております。

看護師については、患者数に応じた適正な配置に努めているところであり、4月に3名の新規採用をしたところです。一部、パート、非常勤職員部門での不足はありますが、全体としてはほぼ充足しているものと考えています。

次に、セカンドオピニオンに関する対応についてです。

セカンドオピニオンは、患者が検査や治療を受けるのに当たって、現在診療を受けている担当医師とは別に違う医療機関の医師に第2の意見を求めることで、複数の専門家の意見を聞くことでより適した治療法を患者自身が選択することが可能となります。また、セカンドオピニオンは、診療ではなく相談になるため、健康保険給付の対象とはならず、全額自己負担となり、医療機関ごとにその料金に違いがあるところです。

当院の患者が他の医療機関でのセカンドオピニオンを受ける場合には、紹介状となります。診療情報提供書や各種検査データなどが必要となり、件数はここ5年間で5件となっております。当院の場合は、通常の診療の中で、他の医療機関への紹介や情報提供がほとんどであり、その件数も29年度では1,865件となっているところです。

患者に対するセカンドオピニオンの説明については、患者の状況、医師による対応の違いがあるものと考えていますが、患者の方から主治医に申し出るのには抵抗感がある場合も考えられ、地域医療室がその相談窓口となって対応しているところでもあります。逆に、当院の医師がセカンドオピニオンとしての意見を求められる場合にあっては、患者本人に診療を受けていただく保険診療として対応していますので、その実態を把握することは困難となっています。

次に、相談窓口の設置場所についてです。

相談窓口としての地域医療室は当院2階に設置しており、利用者サービスの面から考慮しても1階ロビースペースに相談窓口が集約されていることが望ましい姿ではあるとは思いますが、相談スペースを含め地域医療室の機能をロビースペースに移すことは、現状においては他の機能との競合から難しいものと判断しております。

また、当院では、来院者の第一の窓口として、受診時の受付説明や案内、受診科相談、車椅

子介助、各診療科への移動案内、来院者からの各種相談対応などを主として担う看護師職による案内相談役としての院内コンシェルジュを総合案内窓口に配置しておりますので、地域医療室との連携など、よりわかりやすい院内案内に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君） 先ほどの説明の中で、地域医療室に寄せられる相談件数、退院、社会復帰に関する相談件数につきまして、「1,098件」というところを「1,918件」と答弁させていただきました。「1,098件」が正しい件数でありますので、訂正させていただきます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 5番、佐藤 正議員。

○5番（佐藤 正君） 地域医療室というのは2階にあるのですけれども、若干奥まったところにあります、なかなか一般の患者さんはちょっと入りづらいかなという感じもしております。ぜひ、ほかの病院も、名寄にしても富良野にしても、1階にこういう誰でも気軽に相談できる相談室がありますので、ぜひ御検討していただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 1 1 時 5 1 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番、山居忠彰議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 平成30年士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を一問一答形式で行いたいと存じます。

まず、最初の質問は、敬老バス乗車証交付事業についてであります。

士別市では、長きにわたって社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、健康で豊かな老後の生活の充実と外出の機会の拡大を図るため、公共交通機関の一つであるバスを無料で利用できる士別市敬老バス乗車証交付事業を実施してございます。

まずは、その事業概要と高齢者の利用状況や、高齢者全体から見た利用率などについてお知らせください。

また、ほかの都市では、敬老パスの不正使用やトラブルもあると聞き及びますが、本市の実態はどうでしょう。

さらに、対象年齢を1歳引き下げた反響はどの程度ありましたか。

人生100年時代とは、英国ロンドン・ビジネススクール教授のリンダ・グラットン氏が長寿

時代の生き方を説いた著書、ライフ・シフトで提言した言葉です。グラットン氏は、寿命が延びて100歳を超えるようになれば、これまでの80歳程度のライフコースを見直す必要があると語っています。人づくり革命を掲げる日本政府は、昨年9月に人生100年時代構想会議を開催しました。有識者議員としてグラットン氏をお招きして意見をお聞きいたしました。

士別市は、健康長寿日本一を標榜し、市民の高齢化が一段と進む中で、健康寿命の延伸、不健康期間の短縮を図ってまいりました。不健康期間、健康上の理由で生活に支障のある期間は、個人レベルでは、健康状態や生活の質、クオリティー・オブ・ライフが低下している期間であり、社会保障レベルでは、医療費や介護費用が集中する期間であります。したがって、不健康期間を短縮することができれば、個人の健康、クオリティー・オブ・ライフの改善と、社会保障負担の軽減が同時に実現することになるのです。

つまり、高齢者の健康寿命延伸によって、医療費、介護費の節約による公共交通事業の財源が確保されるとともに、高齢者の外出に配慮した地域公共交通システムの構築が不可欠になります。本市の人口に占める高齢者の数や割合はわかるので、数年先までシミュレーションは可能です。人生100年時代に避けることのできない市民の高齢化と、政策としての健康長寿、そして高齢者、交通弱者に利用しやすい地域公共交通、低密度交通システムの構築について、ぜひとも牧野市長のお考え方をお伺いしたいと存じます。

士別市の敬老バス乗車証交付事業は、素晴らしい事業だと思います。調べてみますと、全国の主要都市等でも似たような敬老バス制度はさまざまありますが、そのほとんどが割引があるものの有料であったり、所得制限があったり、有効期限がついていたり、手続きが複雑だったりしています。

ただ、士別の制度も未来永劫このままでよしとはならないでしょう。人口の大多数を占める団塊の世代が対象の年齢に達する前に、財政面からも公平性の観点からも見直しや再検討は必要かもしれません。何より今、バス路線以外の高齢者は、最寄りのバス停までマイカーが必要であり、なかなか利用しづらいのです。一たび免許証返納ともなれば、一気に足がなくなってしまいます。せめてタクシーの割引券でもとの切実な声は次第に大きくなってきております。真剣な検討が必要だと思いますが、いかがでありましょうか。お答えください。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、人生100年時代、健康長寿と公共交通についてとバス路線外の免許証返納者へのタクシー利用の促進について答弁申し上げ、敬老バス乗車証交付事業の概要と利用状況、利用率については保健福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、人生100年時代、健康長寿と公共交通についてです。

本市における65歳以上の高齢化率は、本年3月末で38.8%となっており、総合戦略における人口ビジョンでは2040年に44.8%まで上昇すると見込んでいます。高齢化に伴い、身体面の衰えや病気により介護を必要とする方の増加も見込まれているため、生活習慣の改善やがんや循

環器疾病の予防などの取り組みはもとより、サフォークジムや認知症予防教室など、健康長寿推進計画に掲げた各種の介護予防事業などを着実に推進することにより、健康寿命を延ばすことが重要と考えており、そのことが健康な高齢者を増やすことにつながり、ひいては地域福祉の向上や医療費、介護保険料の減少にも結びつくものと考えています。

また、地域公共交通の推進については、本市では人口減少、少子高齢化社会に対応したより暮らしやすいまちづくりを進めるため、立地適正化計画を策定し、居住と都市機能の各誘導区域を設定することとしています。

あわせて、商業ゾーンなどの用途地域の見直しや公共交通に関する計画も暮らしやすいまちづくりに欠かせないことから、総合的な観点から一体とした計画策定に取り組んでいるところです。

現在、市内の公共交通支援策を所管する部署で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、新たな地域公共交通網形成計画の策定を進めており、持続可能で利便性の高い公共交通網の実現に向けて、交通の結節点機能の充実のほか、市街地の利用促進も視野に入れた農村部からのアクセス向上や既存の事業の評価、検証、新たな支援策の検討など、総合的な外出支援策のあり方についても協議を進めています。

山居議員御提案の低密度な農村部を運行する交通システムについては、平成16年に他の市町村に先駆けて川西及び南沢地区にデマンドバスを導入した経過があり、こうした実績も踏まえ、地域の特性に対応した交通体系のあり方を検討してまいります。

今後とも、生涯を通じて住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、健康長寿日本一を目指した社会資源の整備や地域コミュニティの構築などの取り組みをさらに進めてまいります。

次に、バス路線外の免許証返納者へのタクシー利用の促進についてです。

敬老バス乗車証交付事業については、今後さらなる高齢化率の上昇が見込まれる中、免許返納者を含めた高齢者の外出支援の一つとして今後も大きな役割を担っていくものと考えており、先ほど申し上げた地域公共交通網形成計画の策定に向けたプロジェクトチームの中で、バス料金の一部有料化なども視野に、運転免許返納者への対応策として、対象年齢のさらなる引き下げなども検討しているところです。

一方、バス路線以外にお住まいの方や加齢や身体機能の低下等により、バスに乗れない方への支援策の構築も、高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らしていくためには重要な課題であると認識しています。

そこで、バス路線以外にお住まいの高齢者へタクシーの割引券をとの御提言についてですが、現在市が行っているタクシーを活用した支援といたしましては、通院時に訪問看護師、いわゆるホームヘルパーの同乗が必要な方の自宅から医療機関までのタクシーの利用料の一部を助成する要援護者等通院費助成事業や、重度障害者への外出支援事業である心身障がい者ハイヤー料金等助成事業がありますが、仮にバス路線以外にお住まいの方へタクシー料金の助成を行う

とした場合、自宅からバス停までの距離や対象者の心身の状況などの対象基準の設定など、その財源も含め課題もあることから、慎重に検討する必要があるものと考えています。

今後、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年を見据え、限りある財源を有効活用した効率的で効果的な外出支援策について、公共交通網整備とあわせ、総合的に検討してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、敬老バス乗車証交付事業の概要と利用状況、利用率についてお答えいたします。

敬老バス乗車証交付事業は、高齢者が健康で豊かな老後の生活を送るための外出支援策として、74歳以上の方を対象に市内循環バスや路線バスを無料で利用できる敬老バス乗車証と乗車整理券を交付する事業で、利用に当たっては乗車証を運転手に見せ、乗車整理券をバスの料金箱へ投函する方式となっています。

この事業の利用状況、利用率は、平成28年度では2,851人の方に乗車証を交付し、その利用率は74歳以上の方4,413人のうち約64.6%となっており、29年度では2,878人の方に乗車証を交付し、利用率は74歳以上の4,429人のうち約65%となっております。

この事業の利用に関しては、大きなトラブルや不正使用の報告は受けていませんが、過去には利用者から乗車時に乗車証を携帯していないが利用しているであるとか、一度の乗車で複数の乗車券を使用しているのほか、制度対象外の方が利用しているなどといった声が寄せられた経緯もあり、その際には事業所への注意喚起と利用者への適切な制度利用をお願いしてきたところです。

次に、対象年齢の拡大による反響についてです。

本事業は、平成3年度の利用制度開始から18年度までは対象年齢を75歳以上としていましたが、19年度からは対象年齢を1歳引き下げ、74歳以上の方を対象に実施しています。対象年齢の引き下げにより、18年度では2,255人であった利用者数は19年度では2,336人に増加するとともに、乗車延べ回数においても4,323回増加したところです。26年度からは74歳到達時に個別のお知らせを行っていることもあり、現在までおおむね2,800人前後の方に利用いただいておりますことから、利用状況から判断いたしますと、年齢引き下げによる一定の効果はあったものと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 次の質問は、酪農・畜産業の担い手対策についてであります。

士別市の酪農・畜産は、気象や地理的に不利な条件を克服しながら、稲作転換や畜産基地建设、公共草地、優良家畜導入貸付金制度、近代的省力農機の積極的導入などの経緯もあり、いわゆる有畜農業から大きく脱皮して、専業経営を主体に急速に発展してまいりました。

また、現在も豊富な飼養基盤を維持しながら、安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供

給という重要な使命を担うとともに、本市農業の基幹部門として運送業や農機具販売など、幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、農村社会の活力を促すなど、極めて重要な役割を果たしていることは誰しもが認めるところでございます。

しかしながら、その実態は、酪農・畜産経営者の高齢化や担い手不足に加え、TPP11や日欧EPAといった拙速な市場開放による将来の不安感から、飼養農家戸数の減少と飼養頭数の減少という厳しい現実には直面してございます。生産現場においては、これまでの際限のない規模拡大政策や競争力強化政策に対し、疲労感と疑問や懸念が広がっているのもまた事実であります。

そんな中、本市の酪農・畜産が地域経済を支える重要な産業としてさらに発展していくためには、意欲と能力の高い新規就農者を含む担い手の育成確保が絶対不可欠であることは論をまちません。当然のことながら、本市も酪農・畜産の担い手対策としてさまざまな取り組みをしてきたことと思いますが、その変遷と政策的効果及び現在の対策の課題や問題点からお尋ねいたしたいと存じます。

酪農・畜産関連の地域レベルでの団体・機関として、北ひびき農業協同組合、上川農業改良普及センター士別支所、乳牛検定組合、酪農ヘルパー利用組合、北海道中央農業共済組合士別家畜診療所、酪農組合連合会、TMRの有限会社ディリーサポートなどがございます。上川北部地域の拠点として、酪農・畜産インフラは整っていると云えましょう。しかし、広大な本市の酪農・畜産地帯においては、単なる生乳や畜肉生産のためだけではなく、地域コミュニティーを維持するためにも中小規模層の家族酪農経営をいかにして次世代につないでいくかも重要な課題であります。いわば産業政策のみならず、農村政策の視点も取り入れた担い手対策の推進が強く求められているのであります。

この点において、本市と北海道農業担い手センターや北ひびき農業協同組合、士別市農業委員会等との連携やかかわりをもっとも濃密にすべきだと思います。農場リース事業、研修牧場、農業生産法人設立支援、畜産クラスター、ミルクインゴパラー、搾乳ロボットの導入、コントラクターの組織化、6次産業化など、連携を生かした活動にどれだけ取り組んで成果を上げているのか、お教えてください。

家畜の飼養、衛生管理は、毎日の飼養給与、ふん尿処理や急病対応が必要な上、生き物相手であるがゆえに休みがとれず、重い労働負担がございませう。また、新規就農に際しては、農地取得や管理施設の整備、家畜導入等への多額な投資負担及び飼養技術やマネジメント知識の習得と向上が何より不可欠でございませう。

そんな中で、衰退の途にある酪農・畜産経営に歯どめをかけるためには、次世代経営者確保が喫緊の課題であります。そこで、今最も注目されているのが第三者酪農経営譲渡（移譲）システムであります。

本市にも酪農経営を夢見て研修生、実習生、酪農ヘルパーなどとして入ってくる若い人たちが大勢いるのですが、定着することなく、ほかの先進地や厚遇地域に流出、あるいは離職して

いるのです。なぜなのか。人材育成は十分担うが、肝心の新規参入の支援体制が脆弱だからではないかと思うのです。

例えば美深町のJA北はるか、R&Rおんねないは大変参考になります。ちなみに、R&Rとは、リレー、継承とリアライゼーション、夢の実現の頭文字をとったものです。新規就農者が離農予定者から居抜きで経営を継承する、過疎地で夢を実現するというものです。居抜きなので経営活動を中断することなく、農地の耕作放棄や使用可能な施設、機械を廃棄せずに済むのです。経営移譲する側には有価売却困難な建物、施設、機械も正当な対価を得ることができるのです。一方、新規就農者には、使用価値は十分にあるが簿価は低廉な建物、施設、機械を取得でき、経営移譲を受けたその日からフル稼働で営農を開始できるのです。つまり、双方にメリットがあるわけです。しかし、これには自治体と農協の法的、財政的に強力なバックアップが必要です。

今後、本市の酪農・畜産に積極的に取り入れたいキャリアパスが非酪農家子弟を地域全体でキャリアアップし、その到達点として引退、廃業する酪農経営を買い取り、経営継承をするシステムの構築であります。もちろん、経営継承後も市や農協と関連団体に加え、地域が総力を挙げて経営支援をすることが求められます。ニュージーランドには、有名なシェアミルクカーという第三者経営継承システムがあります。大いに参考にすべきでありましょう。

本市でも、本腰を入れた酪農・畜産業の担い手対策に取り組むべきときが来たのではないのでしょうか。御見解をお伺いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、本市の酪農・畜産業における担い手対策の変遷と現況についてです。

畜産は、農業を基幹産業とする本市にとって畜産物の生産による経済効果はもとより、耕畜連携による土づくりの推進や農地の保全、さらには運送業等の関連企業への効果の面でも重要な役割を担っています。

本市で飼養されている家畜は、牛、豚、綿羊、鶏など多岐にわたる中で、特に飼養戸数の多い酪農及び肉用牛経営は昭和50年代に畜産基地建設事業で生産基盤を整備するとともに、粗飼料不足を補うための公共牧場の開設等を契機として専業経営へと大きく移行が進み、平成に入ってから道営事業や公社営事業等の実施によって生産基盤のさらなる強化を進めてきました。

過去20年で比較すると、酪農は個別経営を中心とした中で規模拡大が進み、生乳の生産量は同程度で推移している一方で農家戸数は減少しており、肉用牛経営においても法人による大規模経営が進むことで飼養頭数の拡大が進みましたが、同様に戸数は減少しております。

酪農・畜産業における担い手対策は、特に酪農が家族経営中心であることから、離農後の空き家を利用して就農する、いわゆる居抜き方式の就農を進めてきた経過があります。居抜き方式による酪農経営の継承は、これまでほかの自治体で酪農業を営む方が本市で就農したケー

スや酪農ヘルパー員として技術を磨いた後に就農したケースなどがあります。ここ20年間で6件の居抜きによる新規就農事例があり、これらの就農に当たっては、国庫補助事業である農場リース事業や国の資金制度である青年等就農資金等を状況に応じて活用しております。また、25年度には市内の一部農家で組織する有限会社ディリーサポート士別において、新規就農希望者を研修させる仕組みを構築し、研修者を受け入れる取り組みも進められております。

しかしながら、近年は資材費や人件費、家畜個体の販売価格の高騰によって、居抜きで就農する場合であっても設備投資費が増加する状況にあることから、各種制度を活用したとしても負担額が増加するため、足踏みする事例もあります。他方、肉用牛経営は法人化による大規模経営が進んでいますが、近年の人手不足により従業員の確保に課題があります。

次に、担い手育成センター、市、農協、農業委員会等との連携についてです。

新規就農の推進に当たって、北海道農業担い手育成センターや農協を初めとする機関、団体との連携は必要不可欠であり、担い手育成センターを通じた新規就農を目指す研修者の募集や農協及びディリーサポート士別等との連携による就農計画の検討、さらには、農地の取得に関する農業委員会との連携を進めており、今後も関係機関、団体との連携が重要であると認識しております。

また、畜産振興策として、酪農ヘルパー事業や乳牛検定事業への支援、公共牧場の運営、各種補助事業の実施による生産基盤の強化等の施策を展開していますが、先ほども申し上げましたとおり、酪農ヘルパー員から就農したケースがあるほか、公共牧場の利用による就農後の労力負担軽減、国庫補助事業を活用した継続的な優良飼料基盤の確保など、全体の畜産振興を進める中で、新規就農者への支援にもつながっていると考えております。

次に、第三者酪農経営譲渡システムについてです。

この譲渡システムは、酪農経営を第三者にスムーズに継承する仕組みであり、一部地域では実情に応じた取り組みが進められております。

本市では、家族間での経営継承が主体となる中で、離農を希望する酪農家からの経営譲渡の意向と、その時点で就農を希望する新規就農者のタイミングがマッチングした際に居抜きで就農となった事例や、法人経営に転換して第三者に継承する事例もあり、さらにはディリーサポート士別において研修生を受け入れる仕組みも構築されていることから、経営譲渡のシステムが一定程度進んでいると考えております。

一方で、全ての酪農家がディリーサポート士別の構成員ではないことから、市内全体を網羅できる環境づくりが必要であるとともに、施設や農用地、家畜等はいくまでも個人の財産であることから、第三者に継承するに当たって、離農後の住まいや価格面を含め、さまざまな課題があるとも認識しております。

現在、畜産農家に対して公社営事業の実施や大和牧場の活用見込みに加え、今後の営農方針や有償による施設譲渡の希望等について意向調査を進めているところでありますので、この調査結果に基づきまして、農業者や農協、ディリーサポート士別とも連携を深めながら、本市

に必要となる酪農経営譲渡の仕組みについて調査研究を進めてまいる考えです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 最後の質問は、公営住宅の居住性、住民満足度についてお尋ねいたしたいと存じます。

公営住宅合制度は、国及び地方公共団体が協力し、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする、公営住宅法の第1条でその目的が明確に示されてございます。

しかしながら、昭和26年の法制定以来67年も経た今日、国際化と情報化や高速交通網が進展し、時代背景も都市環境も文化水準も市民の居住ニーズなども劇的に変化してまいりました。

本市においても、高度経済成長期に建設され、著しく老朽化した公営住宅の大半が逐次大規模改善や建てかえにより更新が進められてきたところでございます。

そこで、本市の公営住宅の現在の維持管理状況についてお知らせください。

まず、全体のストック概要、入居状況、募集方法、応募倍率、家賃の算定、収入申告、収入が基準より多い者への対応、家賃の減免、家賃滞納者への対応、軽微な修繕や苦情への対応、トラブル対処と法的措置、そして、当面する課題などをお示しください。

また、平成18年、本格的な少子高齢化社会、人口減少化社会の到来に国民の豊かな住生活を実現するために、住生活基本法が制定されました。その基本理念にのっとり、公営住宅もフローの建設重視から良質なストックを将来世代へ継承していくことを主眼とした政策へ大きくかじが切られました。地方自治体の財政が厳しくなる中、これらを踏まえ、点検の強化及び早期の管理、修繕により更新コストの縮減を目指し、平成23年公営住宅等長寿命化計画の策定に結びつきました。

長期的な視点に立った戦略的な維持管理を模索してきたわけですが、これまでの建物の長寿命化やLCC、ライフサイクルコストの縮減での成果や評価を教えてください。

公営住宅建てかえ事業において、地方公共団体は公営住宅の整備を促進し、または公営住宅の居住環境を整備するため、必要があるときは公営住宅建てかえ事業を施行するように努めなければならない、第35条とあり、要件に該当すれば建てかえ計画を作成しなければなりません。

問題は、建てかえ事業実施時のコンセプトであります。デザイン、耐震化、省エネなど、設計施工にどれだけ士別市民の意向や地域性が反映されているものなのか、教えてください。

また、将来の公営住宅等のストック量をどの程度とするのか、世代別向けの建てかえはあるのか、現地建てかえと用途廃止、除却による新たなまちづくりをどのように構想するかについてもお示しください。

士別市公営住宅等長寿命化計画における改善事業の実施方針では、防犯や事故防止に配慮した安全性確保型や予防保全的改善をする長寿命化型、バリアフリー化を進める福祉対応型、

設備の機能性向上を行う居住性向上型を挙げておられます。まさに入居者の安心・安全といった建築的品質、機能の確保や維持管理の容易さなどに加え、住宅が持つ役割であるくつろげる憩いの場を備えた質の高い住環境を整備することが求められていることがわかります。

民間事業では、居住者に長く住んでもらうために多種多様な手法を考え、工夫して提示がなされます。市役所の担当者には住宅の所有者サイドで捉えるのではなく、居住者の視点で継続して入ってもらうサービスは何か、今後の超高齢社会で心配と思っていることは何かなど、公営でなければできないサービスを付加すれば、民間アパートより住みたい、住み続けたいと感じてくれるはずです。今後、アパート、マンションの経営手法をもっと学んで、よりよい管理手法を検討すべきだと思います。

新築の市営住宅に入居した人から、旧市営住宅のときより日当たりや風通しが悪く、洗濯物が乾かないばかりか電気代や灯油代が増えたとの話がございました。本市では、新しい団地造成などのときは住民調査やアンケート調査をしていますが、いざ入居した利用者、住民から、住宅外観、内装、設備、居住性、快適性、周辺環境など、住民満足度を調査しておりません。沖縄県、静岡市、市原市、松阪市、広島市や、道内でも北見市、千歳市、八雲町、浦幌町などで実施されてございます。ぜひとも利用者、住民からの意見要望や苦情、クレームを十分にくみ上げるとともに、団地で発生する突発的な事件、事故にも迅速丁寧に対応していただきたいと存じます。お考えをお示してください。

以上を申し上げまして、この項目の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、公営住宅等の管理状況についてです。

現在、本市では1,118戸の公営住宅を管理しており、その内訳は、市営住宅を1,072戸、公営住宅に準じた住宅を14戸、特定公共賃貸住宅を32戸管理しているほか、道営住宅が60戸となっています。道営住宅を含めた全体の管理戸数に対して、政策空き家43戸を除いた戸数は1,135戸で、現在の入居率は約90%になっています。

入居決定までの手続は、市の広報、ホームページ及び地元紙の広告による公募を行い、1住戸の応募が複数名の場合は抽せんにより入居者を決定します。抽せんでは、特に住宅取得に困窮していると認められる方の抽せん回数を増やし、当選確率を上げるなど、公営住宅利用の促進を図っているところであり、過去3年間の応募倍率は約1.0倍となっています。

家賃の額については、年に一度、全世帯から収入状況を申告していただき、公営住宅法で定められた8段階の世帯収入に合わせて算定しています。このうち、世帯収入が基準を超えた入居者は高額所得者となることから、期限を定めて明け渡し請求を行っており、昨年度は2件の対象者について明け渡しが完了しているところです。

なお、収入が特に少ない世帯の場合、申請によって減免制度を活用いただき、基準家賃から7割、または3割の減額をしており、軽減を受けられている世帯は昨年度の実績で267件に

なっています。

家賃を滞納した世帯への対応は、文書による督促と同時に電話、訪問による納付指導を行うとともに、減免制度の案内や分割納付による返済計画を立てるなど、入居者の生活状況に応じて対応しています。

日常の軽微な修繕や苦情、トラブルへの対応についても、夜間や休日の対応を含めて職員が対応するなど、入居者の立場に立った管理に努めているところです。

当面する課題としては、古い住宅への申し込みが減少していることで、空き家が増えていることや、入居者の高齢化による住戸の管理や除雪への対応が困難になっていることなどが挙げられます。また、募集をしても2回連続で申し込みがない住戸は、抽せんによらない住戸として随時募集して、空き家住戸の解消を図っているところです。冬期間の雪の処理などの対応が困難な住戸の皆さんには積雪の状況等を定期的を確認を行うなど、住環境の整備に努めています。

次に、これまでの長寿命化による成果についてです。

士別市公営住宅等長寿命化計画は、平成23年2月に策定し、28年度に見直しを行いました。人口減少や少子化などにより需要の減少が想定されたことから、将来の供給量を抑制する必要があり、建てかえから既存建物の長寿命化改修に方向を転換し、良質な住宅のストック量を増やすこととしました。

計画の成果としては、長寿命化の改修を行うことで15年から30年程度管理期間の延長が可能となり、25年間で3億4,000万円のライフサイクルコスト縮減となる試算となっています。

次に、建てかえ事業時のコンセプトについてです。

公営住宅の団地計画は、北海道が策定した公営住宅等整備事業マニュアルをもとに整備するため、建物の位置や採光など居住環境に関する基準だけではなく、耐震性能や住戸の面積、設備の仕様、バリアフリーやユニバーサルデザインの採用など設計基準が細かく定められていることから、建てかえ時には基本計画や実施設計の段階で住民説明会を開催し、設計の考え方を示すとともに、自治会や入居者の方から意見をいただくなど、意向を可能な範囲で取り入れるよう努めています。

計画では、将来の公営住宅等の管理戸数について、長寿命化計画の見直し時の1,184戸から、25年後に902戸にすることを目標としており、長寿命化改修と用途廃止による統合を進めながら、将来的な建てかえの際には高齢化への対応や子育て世帯向けの住戸整備を意識するなど、日常生活を営むために利便性の高い新たなまちづくりに向けての団地整備を目指しています。

最後に、住民の安全性、居住性などの住民満足度についてです。

よりよい管理手法を民間住宅から学び、検討すべきとの御提言がございました。公営住宅は、収入が少なく住宅の取得に困窮している方に低廉な家賃で住居を提供し、安全して生活をしていただくことを目的としていることから、その管理方法は民間アパートなどと比べ、提供するサービスの内容はすみ分けが必要と考えているところです。

今後についても、福祉や子育て支援などの行政サービスと連携を図りながら、公営住宅として求められる、より住みやすい住環境の提供に努めます。

次に、入居後の意見などの把握や対応についてです。

長寿命化計画の見直し時に実施したアンケート結果のうち、断熱性、日当たり、風通しの満足度について比較した場合、近年建てかえを行った北部団地、西団地、多寄団地、九十九団地は、公営住宅全体の平均に比べ高い満足度となっており、特に断熱性能について、冬季の日中は日当たりがよく暖房をつけていない、暖房にかかわる灯油代が減っているという意見も直接寄せられているところです。

これらのことから、建設年度の古い団地では満足度が低く、新しい団地では満足度は高くなる傾向となっているため、建てかえによる建物性能の向上、1戸当たりの面積の増加、駐車場整備など、居住環境の向上を図ってきたことで住みやすさを高めた成果があらわれていると分析しているところです。

しかしながら、個々の世帯から全ての相談が寄せられていない状況であることから、御提言がありました入居後の調査については、窓口や電話による日常の相談などに加えて、収入申告の際の聞き取りや5年をめぐりに行う長寿命化計画の見直しの際の入居者アンケートなど、きめ細かく対応することで引き続き満足度の向上に努めてまいります。

今後の公営住宅整備計画は、2027年度までは建てかえを行わず、団地の集約や改修による長期的な維持管理へと移行したことから、改修や集約の対象になった入居者の皆様にはこれまでと同様に説明会を開催するなど事業内容を丁寧に説明するとともに、居住性に関する意見など、聞き取りを行いながら今後もよりよい住環境の提供に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 11番 国忠崇史議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

第1のテーマは、士別・名寄両市立病院の連携について取り上げます。

昨年からはスタートした上川北部地域医療構想に基づき、両院が役割分担を行っていく方向性については定着しつつあると見られますが、このことで、本市として名寄市立総合病院の医療圏に入ったと見てよろしいのか否かをまずお答えください。

なぜこんなことを聞くかといいますと、以前、3年前の予算審査特別委員会で私が路線バスのアクセス面について質問したときに、市の答弁として、名寄市立総合病院への直通バス路線のある江差町や興部町、西興部村、下川町、幌加内町などは、もともと名寄市立病院の医療圏であったという答弁があったからにはほかなりません。

士別市から名寄市立総合病院への直通の足はございませんが、今現在、本市は名寄市立病院の医療圏であると定義できるのか否かについてお答えいただきたいと思います。

このアクセスについての課題は、かねてから私が取り上げている道北バス名寄線の名寄駅前から市立病院前までの延伸問題だけではなくありません。一例を挙げれば、名寄市風連町日進地

区、風連御料地区とも言いますが、この日進地区はデマンドバスを用いて名寄市立総合病院に通うための便宜が図られているわけであります。そして、例えば両市の境界を数十メートル隔てた本市多寄町東陽地区の士別市民もこのバスを利用することができるのではないかとと思われるのですが、この名寄市立総合病院行きのデマンドバス利用規定などの現状はどうなっているのでしょうか。病院同士が競合しているならともかく、提携しているのに相互のアクセスがぶつ切りになっているとすれば改善の余地があると考えられるのですが、いかがでしょうか。

次に、士別市立病院の受診案内は毎月の広報しべつに詳しく載っているところですが、例えば子供の熱性けいれんのように、最初から名寄市立病院を受診したほうがよいとされる疾患もあるわけです。であるなら最初から名寄に向かったほうが確実に受診できる場合もあります。まず電話でお問い合わせくださいなどの告知が必要ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。

最後に、この連携によって本市の病院事業会計にどのような寄与があったかを伺いたく思います。この点いかがでしょうか。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

私から、医療圏に関する考え方と交通アクセスの整備についてお答えし、受診案内、士別・名寄両市立病院の連携による病院事業会計への寄与については、病院事務局長からお答えいたします。

医療圏は、医療を効率的に提供するために都道府県が医療計画に従って設定する地域を言い、具体的には日常に密着した保健指導、初期医療を提供する市町村単位での1次医療圏、地域のつながりや交通事情を考慮しつつ、手術や救急を地域で完結する2次医療圏、高度先進医療まで対応できる都道府県単位での3次医療圏に区分されます。

平成28年に北海道が策定した地域医療構想においても、地域の将来の医療需要と医療機能の必要性を踏まえたビジョンを示し、上川北部の中核と言える名寄と士別を中心に、和寒、剣淵、下川、美深、音威子府、中川で2次医療圏を構成し、病院間の役割を明確にした機能分担と連携を進めているところです。その考えに基づき、センター病院である名寄が救急・急性期医療の充実を図り、士別は一定の急性期医療を担いつつ、回復期・慢性期医療の充実を図っているのは議員御承知のとおりです。

この2次医療圏である上川北部医療圏の中には、士別を中心とした医療圏と名寄を中心とした医療圏の2つの圏域が存在しています。士別を中心とした医療圏は、救急体制を確保し、病床を持つ市立病院を中心に近隣医療機関などで構成されていますが、市立病院の医師の減少により、診療科目によっては診療日数の制約があることや、より専門性を求める住民ニーズの高まりも見られ、名寄を中心とした医療圏へ通院、入院するケースもあります。地域医療構想において最も重要なことは、各市町村、各病院単位で医療提供を考えるのではなく、上川北部全体の課題として捉え、機能分担と連携により2次医療圏の充実を図ることと考えています。

こうした広域的な観点から、上川北部の救急業務の高度化と救命率向上を図ることを目的に、名寄市立総合病院を中心に、管内医療機関、医師会、消防事務組合、行政機関で上川北部地域救急業務高度化推進協議会が設置され、傷病者の搬送、受け入れの迅速で適切な実施について積極的かつ緊密な連携を図っているものです。

次に、病院間の連携にかかわって、交通アクセスの課題についてお尋ねがありました。

名寄市では、名寄駅と風連日進地区を結ぶ路線バスの利用者が少ないことから、利用の少ない地区においてデマンドバスの実証運行を昨年12月1日から本年1月31日まで実施しました。この実施運行の内容を名寄市に確認したところ、デマンドの対象は風連日進地区であったけれども、対象地区以外の方でも予約の上、対象地区内の乗車場所へ移動すれば利用できる事業であり、名寄市民以外の利用者もいたと伺っています。また現在、もとの路線バスとして運行していますが、ことしの秋からデマンド化へ移行する予定とお聞きしています。

交通手段の確保については、御質問の地区のみならず、広大な面積を持つ士別市、さらに上川北部圏域における大きな課題でもあり、持続可能な公共交通の構築とあわせ、将来にわたって安心して暮らせる圏域を形成する上でも重要なことと存じます。

しかし、圏域の全てのエリアをカバーできる交通アクセスの構築は大変難しい課題であり、他の市町村との連携も含め、圏域で情報交換を行いながら調査研究してまいります。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） 私から、受診案内、士別・名寄両市立病院の連携による病院事業会計への寄与についてお答えいたします。

まず、名寄市立総合病院への受診案内についてです。

当院の小児科外来診療は、平日の日中は名寄からの出張医体制により、夜間、休日及び小児科疾患の救急搬送は名寄が対応することとなっています。

一例として挙げられた熱性けいれんは、いまだに発症のメカニズムが正確に解明されておりませんが、特に発育段階の子供に多く、その70%から80%は心配のない単純型とされています。日本小児科神経学会が定める熱性けいれん指導ガイドラインでは、3分以上続く場合や2回以上繰り返す場合などが受診必要とされています。

平日の日中にあつては、まず当院を受診され、必要な治療を行い、さらに医師が入院が必要と判断すれば名寄へ転院というように、お子さんの状態に応じた対応となることから、一律にこの症状は名寄へといったような基準を設けることは現実的ではないと考えています。

当院の外来診療の診療日、時間帯等は、広報しべつ及び病院ホームページにおいてお知らせしているところですが、小児救急の対応については、夜間、休日については名寄市立総合病院への問い合わせとホームページへのリンク、北海道が行う小児救急電話相談事業へのリンク、お子さんの症状をチェックすることで対処方法が表示され、病院受診の判断材料となる日本小児科学会のこどもの救急へのリンクについて、病院ホームページにおいて表示しています。こ

れらについては、今後、広報しべつへの掲載を加えるなど、周知の拡大に努めてまいります。

また、病院で対応できない診療科、出張医で対応しており診療日が限られている診療に係る疾患については、電話であっても名寄市立総合病院を初め、他の医療機関への受診をお勧めすることは一定程度可能ですので、不明な場合はお問い合わせいただくよう周知してまいります。

しかし、電話だけで症状を判断することは困難がありますので、まずは当院、あるいは最寄りの医療機関を受診されることをお勧めしてまいりたいと考えています。

次に、士別・名寄両市立病院の連携による病院事業への寄与についてです。

新経営改革プランで示しているとおおり、センター病院である名寄市立総合病院との機能分化の考えに基づき、当院で担えない急性期医療について名寄中心で、回復期・慢性期医療は当院中心で担う形を進めてまいりました。

救急医療については、脳血管疾患系、あるいは休日における整形外科患者の直接救急搬送を初め、地域連携目的で整備した診療情報共有システム、ボラリスネットワークの活用も行っておりますし、回復期・慢性期充実への取り組みとしては、病棟の再編を行い、療養病床88床と地域包括ケア病床9床による効率的で安定した稼働に努めてきました。

その結果、名寄から当院への転院患者数では、29年度で50人となっており、入院収益の確保に一定程度結びついたものと捉えています。

加えて、本年1月からは、大腿骨頸部骨折患者に限ってではありますが、名寄で手術を行い、その後の回復期の治療を士別で行う診療計画をあらかじめ設定した、いわゆる地域連携クリティカルパスの運用を開始したところであります。これにより、名寄からの転院においてよりスムーズな連携が図られることから、一層の入院患者の確保につながるものと考えています。また、こうした連携が29年度における入院収益の増につながったものと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 1点再質問いたします。

交通アクセスの件です。

道北バスの問題も含めて私がかねてから申し上げているのは、要は機を敏に捉えろというか、例えば道北バスに補助金を出すと決まったときに、やはりすかさず名寄駅から名寄市立病院まで延伸できないかと言ってみたり、それから、今回もちょうど名寄市がこれから交通再編していくと思うのですよね。大きな話題になっている東風連駅を名寄高校のそばに移設するとかしないかという話が名寄市議会でも一般質問等で出たようなのですが、鉄道は、駅は動かしても線路は動かさませんから、鉄道の再編をしたら、やはりそれに応じてバスも再編していく。そのときに、バスというのは必ずどのまちでも病院が核になるのですよね。交流プラザをつくるときにバスターミナルという話が出て、いやどうなのだろうというふうに全員協議会でも私お話ししたんですが、やはり病院を利用する方はやはりバスの利用も多い。それは自分で、

ちょっと手足が痛かったりして運転もなかなか、車の免許を持っていても運転できないとかいう場合もあるし、本当にどのまちでも病院が核となったバスの路線というのをつくっています。

ですから、今、名寄市でそういうふうに公共交通再編するとき、士別と名寄の病院間で連携しているんだということを踏まえて再編してくれというふうに、名寄市にお話しすることもできるのではないかとこのアクセスの件では言いたかったなと思っています。そういうふうに名寄市さんにもお話しするということをしていただけるかどうか、一言いただけますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 国忠議員御提言のありましたバス利用者、特に通院にバスを使っていらっしゃる方ということで、私どもアンケート調査、これは道北バス名寄線の沿線の方の利用者のアンケートの結果では25%、4人に1人は通院にバスを使っているというような結果もありました。クロス分析はできておりませんが、全体の利用者の1割は名寄市でおりているというような実態もあって、そういう意味では一定程度のそういう利用者はあるだろうというふうな認識をしております。

今の御提言の中でも機を見て敏にというお話がありましたけれども、私どももこれまでの議論の中で、まず1つには、名寄駅までで終着になっていて、それで名寄駅から名寄市立病院までの路線というのはもう既に別のバス会社が路線として持っているということもあって、その調整が必要だということが1点、それから、お話にありました赤字路線で、沿線の自治体が赤字が増えれば増えるほど負担をしなければならないというようなこともあって、ちょっと調整が難しいということがあるということでこれまで来たところであります。

議会でも御相談してきたとおり、これまで道北バス名寄線が2年間にわたって補助金では足りなくて沿線自治体に補助を求めてきましたけれども、今回、いわゆる収支が改善した、特に経費が、いわゆる油代が下がったということもあると思うのですけれども、補助金で賄えるということで、今年度についてはそういった自治体負担を求めないというような今現状にもあります。

そういうことから考えますと、私どもも今、山居議員にお答えしたとおり、公共交通の総合的な見直しをしているちょうどタイミングであります。今年度中にその計画もしっかりと立てて、その計画に沿って、例えばこういった地域医療圏での交通の確保、例えば直接競合路線に乗り入れできなくても、実際に駅に着いて別会社の路線に乗りかえるときの乗り継ぎ時間、これは十分調整可能ではないかと思えますし、お話にあったような、地域で、我々がこの地域で考えている、特に医療に関するアクセスの部分と名寄市も同じ課題を持っていて、例えばデマンドについては、その区域をあまり大きくし過ぎると結果的に利用者の利便性が損なわれ、時間がかかり過ぎるとか経費がかかり過ぎることがありますので、そこは一緒くたにできない部分もありますけれども、連携をとることによって利便性を上げるということは十分可能であろうというふうに思っておりますので、今の御提案を十分踏まえて、この計画の中に位置

づけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ国忠議員の一般質問が続いておりますが、ここで午後3時まで休憩いたします。

---

（午後 2時43分休憩）

（午後 3時00分再開）

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 2番目のテーマとして、雪の多い冬を終えてどんな教訓が残ったかということについて質問いたします。

雪が解けて2カ月ほどたちますが、本当に大変な雪で、土別も久しぶりの大雪で、本当に市民の皆さん、また市役所の関係職員も大変だったと思います。改めてねぎらいの言葉を私から述べさせていただきます。

6月8日の本定例会初日、環境センター初め公共施設の屋根や壁面の雪害による破損に対して補正予算が採択されたわけですが、民間物件も含めた本市の雪害による家屋倒壊、屋根破損、外壁等の被害、被害額、また、重軽傷者の発生状況などはどの程度だったのでしょうか。わかる範囲でお答えください。

次に、せんだっての冬は朝の雪かきに多くの市民が自宅前などの街頭に出ていることが多く、そこで話される話題の多くが、降雪、積雪の量についてでありました。西隣の幌加内町中心部で積雪が3メートルを超えたなどの事実は大きく報道もされたことですし、土別市民の多くも知っています。でも肝心の本市内の積雪、降雪状況は、正確にはほとんどの人が知りません。また、朝日は土別市街地よりも少ないらしいといううわさが専らでしたが、具体的に何センチ少ないのかを知る人はまれであります。なぜそうなのかというと、土別の武徳、そして朝日にアメダスポイントがありますが、この両アメダスポイントには積雪深の計測機能がないことが主要な原因です。

市では、建設水道部の施設維持センターで独自に計測しているとのことですが、その情報は広く市民に知らせる必要があると考えます。この点どうなっているのでしょうか、この際お知らせください。アメダス並みとはいかないまでも、日々公表すべしと私は思うのですが、いかがでしょうか。

私が思うに、今回の雪害から得るものがあるとするならば、積雪が何センチに達した段階で屋根雪などの処理に関して市民への注意喚起を目的とした情報などを出すことで事故や被害を事前に防げるといったふうに、未来に向かって雪害のデータを生かせるということがあるので

はないでしょうか。そのためにも日々の降雪、積雪量に対する市民の情報共有は必要だというふうに考えるのですが、この点、市の見解をお知らせ願う次第です。

さて、牧野市長は冬場、市内の各種会合でのスピーチで、しばしば士別市の除雪は日本一とおっしゃるのですが、私にはいささか自画自賛に聞こえてしまいます。確かに道路は裏道、路地に至るまでしっかり除雪してあり、交通は確保しています。除雪関係者の持つスキルも大したものだと思います。

しかし、それもこれも公式及び非公式な雪捨て場を多数確保してあるからだとも言えます。例えばグリーンベルト、広通り、それから東広通などは、行政が中央分離帯に雪を積み上げるので、沿道の市民もどンドン自宅の雪を積む場所になっています。ある意味、官民協働で実質的な雪捨て場にしてしまっています。そして、市内に散在する児童公園などが非公式の雪捨て場の最たるものになっているのではないのでしょうか。

そこでまず、こうした公式、非公式の雪捨て場が都合何カ所あるのかお答えください。また、そこに市民の家庭敷地から投雪される分もかなり入っていることについて、今後も黙認していくのかどうか、お答えください。

次に、こうした非公式雪捨て場をつくることの弊害について聞きます。

例えば国道40号線沿いに西香園があります。ここは10年ほど前に近隣の建設会社が桜の植樹をして、5月初旬にはきれいな花を咲かせます。しかし、公園の特に東側に堆積された雪はなくなり、満開の桜と黒い残雪、そしてごみだらけの地面という奇妙な風景が見られるのみです。以前は満開の桜を背景に茶道の野点をしようと考えた市民もおられたとのことですが、今はあまりの汚さに花見に訪れる人すらほぼいない状態です。国道を南北に通過する大量の車に乗っているドライバーや乗客から見られることを考えたら、士別市民としてとても恥ずかしく思う状態であります。西香園東側には隣接して空き地がありますが、そこは毎春いち早く雪も解けていますし、近年は何も利用されていないように見受けられます。ここは雪捨て場としてはもってこいのように見えるのですが、実際のところどうなのでしょう。

さて、5月30日のチャレンジデーには私自身、保育園児とともに散歩及び外遊びを行うことで参加いたしました。ところが、近所の子供たちがロボット公園と呼んでいますが、正式にはことぶき公園ですね、ことぶき公園はようやく残雪がなくなった状況で、遊具もついておらず、開園自体6月にずれ込んだ次第です。たとえ一部とは言っても市内にこんな公園が存在する状況では、全員がスポーツに親しむと、そこまではやはりできないと悟りまして、今回の阿久根市への大差での敗戦はなるほどと納得した次第です。

次回は4月、5月は子供の外遊びは十分にはできないから、チャレンジデーを設定しないということも考えていただきたいと思うのですが、以上、チャレンジデーへの総括の一環として申し上げた次第ですが、お考えをお聞かせください。

最後に、本市の小学生の体力が平均的な小学生より低いとの結果が出ていますが、これも外遊びのできる公園が使える期間が短過ぎるなどの要因があると考えられる次第であります。体力の

向上策としては、今さら公園の利用促進をするということよりも、決して雪捨て場にならず、優先的に融雪される市内各地のパークゴルフ場などを小学生の体力向上の場とするのが実は一番手っ取り早いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。この点の認識をお聞きします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、民間物件を含めた本市の雪害状況についてです。

昨年からことしにかけて、大雪の影響による被害の状況は、公共施設では屋根や壁面の破損が13件、建物窓枠の破損が6件、民間物件では6件の情報提供がありました。被害額は、公共施設が約1億4,300万円、民間施設は所有者個々で被害の対応を判断されるため、被害の程度は調査を行っていないことから被害額は把握をしておりません。また、建物の損壊などによる重軽傷者については発生していないと聞いています。

次に、降雪、積雪の量の公表についてです。

昨年12月の第4回定例会において国忠議員の御質問に答弁いたしましたとおり、庁議での報告は行ってきましたことから、11月27日からの計測値を統計データとして公表しています。しかし、これらのデータは任意の測定方法による実測値であり、予報値ではないことから積極的に注意を喚起することはできませんが、積雪深の累計値は屋根の雪おろしなど除雪の時期を予測する目安として利用ができる場合もあるため、公表回数など、改めて内容を検討してまいります。

次に、公式、非公式の雪捨て場と、非公式雪捨て場の弊害についてです。

本市では、南士別町、多寄町35線西、上士別町14線、温根別町市街及び朝日町登和里の5カ所のうち、南士別町と朝日町登和里を除く3カ所を、国、北海道、士別市の3者が共同で管理しており、いずれも市民雪捨て場として周知をしています。朝日町登和里については、北海道、士別市の2者が管理し、市民雪捨て場としているところです。

そのほか、西4条北1丁目には北海道と士別市が共同で管理し、道路排雪作業専用の雪捨て場を設定しており、士別市全体では、排雪作業で搬出される雪を堆積する公式の雪捨て場は6カ所となっているところです。

また、国忠議員お話しの、公園及び道路が非公式の雪捨て場となっていることの弊害についてですが、本市では、非公式の雪捨て場として使用できる場所を設置することはありませんので、除排雪作業及び公園の開園準備などに弊害を生じることはないと考えているところです。

そこで、道路等を除雪する場合には、通勤及び通学時間帯までに車歩道の安全を短時間で確保するため効率的な除雪作業を行う必要があり、雪を堆積するスペースとして広通りや東広通の中央分離帯を含めた道路の路側帯及び市街地区にある緑地や公園の20カ所を利用することが必要不可欠であると考えております。

また、市民の皆さんへは、安全で安心な冬道確保のために、特に道路に雪を出さないことが

重要であることを御理解いただくため、広報紙やホームページ、土別環境整備事業協同組合から地元紙へ広告を掲載するなど、道路の安全確保について協力いただくよう呼びかけてきました。今後も継続した取り組みを行うと同時に、道路パトロールのときなど周知を行い、道路及び公園が雪捨て場とならないよう努めてまいります。

また、議員お話しのお香園は、まちなかで唯一国道に面した位置にあり、多くの方に目に触れる公園のため、雪処理は隣接する空き地を利用してはとのことですが、この空き地は民有地のため、融雪作業や原状復旧を行う必要があることから、活用することは考えていないところ です。

公園東側は日陰になる時間帯が長いことから融雪が進まない場所となっていますが、道路除雪で東端に堆積している雪や公園内の積雪量は、ほかの公園と比べて少ない状態であり、開園作業を優先して始められることから、市民の憩いの場として多くの皆さんに御利用いただき、にぎわいを取り戻し、国道を通過する車からも景観を楽しんでいただけるよう、桜の開花時期に合わせた開園に努めてまいります。

次に、チャレンジデーと公園の開園についてお答えいたします。

チャレンジデーは、世界規模のスポーツイベントとして毎年5月の最終水曜日に実施されるものであり、本年初めて参加し、総合体育館など市が管理する6つのスポーツ施設の個人利用を無料とするとともに、さまざまなスポーツの体験会を実施するなど、広く一般の方々がスポーツに親しむことができる機会の提供があったところです。

公園につきましては、記録的な大雪の影響により例年に比べ開園の一部おくれがあったものの、市街地区にある25カ所のうち22カ所の公園がチャレンジデーまでに開園していた状況にあったことから、次回のチャレンジデーでは、開園されている公園の利用を御検討いただき、ぜひ参加されますようお願いいたします。

次に、小学生の体力向上の活動場所についてお答えいたします。

御提言がございました市で管理を行っているパークゴルフ場では、2カ所が河川敷地に設置されており、そのほか、つくも水郷公園内に整備しています。いずれの施設も融雪作業を行っておらず、自然融雪に合わせて施設を御利用いただいておりますが、敷地内で他の運動をする空き地はないことから、小学生の体力向上を目的とした運動には適さないと考えています。

ただし、陸上競技場、ふどう野球場は例年ゴールデンウィーク直前にオープンできるように、施設内の一部の雪割りをを行い、融雪を早める作業を行っておりますので、これらの施設を有効に活用し、体力向上に努めていただきたいと考えております。

近年、局地的な異常気象が発生しておりますように、本市においても集中的に大量の降雪があったことから、優先して道路の安全を確保する必要があり、公園などへ雪を堆積しているところ です。

今後においても、気象状況の変化に対応することは必要と考えており、現在の除排雪体制を基本に道路や公園への堆積など、効率的な除排雪作業の方法について調査研究をしてまいりま

す。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 再質問を2点いたします。

まず、チャレンジデーの件について質問いたします。

今回、市街地25カ所あるうちの22カ所が開園したと、5月30日のチャレンジデーに間に合ったと。これ割合にしたら、今計算しましたが88%ということなのですが、来年のチャレンジデーは5月29日ということで、今回30日だったから一日早まりますけれども、雪の多寡にかかわらず、チャレンジデーまでには公園100%開園しますかね。そうでないと逆に、市民みんなが外に出て運動しようということにはならないと思うのですが、この件、来年確約できるかどうかお答えください。

もう一つですが、道路に雪を出さないといっても、やはりグリーンベルト沿いの人は、私もグリーンベルト沿いに住んでますけれども、かなりの方が出して、しかも結構交通量もありますから、出しながら中央分離帯に体寄せたりして、車を避けたりするときにちょっと危ないのではないかというときもありますよね。

やはり私一番この排雪について問題なのは、本音と建前みたいになっている、市は建前では道路に出すのはやめましょうと言っているけれども、実際グリーンベルトに出している人に一々注意はしませんよね。だからやはり本当に本音と建前になっていて、本音ベースでこれやっていかないとどうしようもないと思うのですよ。

だから逆に、本音として、今、子供がまちに少ないから公園は要らないのだとか、遊具は要らないとか、3カ月ぐらい使えればいいべやという方もおられるかもしれないですよ、逆に言うよね。そういった本音で言っている方もいると思うし、何か、建前だけこうだからというような、ちょっと答弁に聞こえたのですよね。

私は、公園は早く、以前よりはずっと、丸武公園とかあおば公園だとか、ゴールデンウィーク前に開園しようと建設水道部で頑張っているのも知っています。激励の電話したこともあります。だけれども、やはりそういう建前だけで、公園は雪捨て場になっていないんだからとかということでは誰も納得しないと思うのですよね。実際になっているでしょう。それで8メートルも10メートルも雪積んであって、4月の段階でみんなこんな残っていて、これどうなのと言うわけですよ。そういうところを避けて、非公式に雪捨て場というふうに市としては定義していないからどうだという問題ではないですよ、実際に雪はあるんですから。実際に雪あって、それで事故あったらどうするんですか、逆に。ここは雪捨て場にしていないから、雪捨て場と定義していないから市は責任持てないと言うのですか。4月に子供が雪に飛び込んで何かあったらどうします。

だから環境センターでね、屋根が壊れて沈降力云々と説明があったではないですか、初日にね。だからそれと同じですよ。公園だって何か子供が飛び込んで事故あったら大変なのですよ、

あれだけ雪積んで。だから私は言っているのであって。何かそこは非公式の雪捨て場ではないのだから問題はないのだみたいなね。木で鼻くくったようなこと言わないでくださいよ。その点ちょっともう1回、認識を伺います。以上2点。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤部長。

○建設水道部長（工藤博文君） まず、非公式の雪捨て場、市で公園等に雪を堆積しているではないかと。その市の立場の考え方とそれに対する責任、それと公園の開園、次年度には100%開園できるのかという御質問でありました。

答弁の繰り返しになってしまいますが、その公園の雪入れですとか、道路路側帯ですとか中央分離帯、これらの堆積などについては、最後にお答えしましたとおり、除排雪の作業方法について今後どうしていくべきかということは調査研究をして、限られた財源の中で、限られた機械力ですとか、そういうものも含めて考えていきたいということでありまして、実際に雪は入れておりますが、定義として、そこは雪を入れなければ、冬期間、市民の皆さんの生活に支障のないように、生活をしていただくためにはやはり必要なものです。そこには入れないですとかしてしまうと、それではどういうふうな除雪方法になるのか、除雪の財源を増やす必要も出てくるのか、機械を増やす必要があるのか、また除雪回数、排雪回数なども、恐らく大きな変化がなければ今の状態は維持できないと考えております。

ですから、公園などの開園についても、私たちはできるだけ早く開園に向けて、通常期であれば5月中旬ぐらいには開園できるのですが、それらも公園への雪の堆雪の量ですとか、そういうものも考えていく必要があるだろうということでお答えをいたしました。

道路への雪出し、これについては、やはり現実的にそういう状況が見られています。それで、施設維持センターでは道路パトロールも行っておりまして、例えばあまりにもひどい危険性があるという方には実際に注意をして出さないよう促してもいます。ただ、それがなかなか市民の皆さんに浸透していないということもありますので、先ほども、繰り返しになりますが、その周知の方法、それとパトロールの方法なども検討しなければならないと思っております、私どもとしては、公園へ雪を入れるですとか、道路に雪を出すとか、これはできる限り少なくなるように努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） チャレンジデーに全公園開くのかという質問はちょっと意地悪だったかなと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、再々質問としては、今、部長がおっしゃった周知のあり方なのですが、調査研究したいということではなくて、今グリーンベルト、例えば7月7、8日ふれあい広場という立て札がいっぱい立っていますよね。要はここに雪入れないでくださいって立て札を立てれば済むことなのですよ。そうではないですか。維持センターでパトロールしているとおっしゃいますけれども、別に立て札で済む話ですよ、ここは雪捨て場ではありませんと。公園も同じです

よね、ここは市民の雪捨て場ではないので、南士別のあそこだとか、西4条北1丁目に持ってきてくださいという立て札を立てれば済む話で、何か、どこか黙認していると。黙認するのはするでいいのですよ、そこら辺、本音ベースで話をしましょうと私は言っているのであって、だから黙認するのか、立て札でも立てて、そこはきっちり雪の置き場所を決めていくのか、どっちかなのですよね。どっちなのかお答えください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤部長。

○建設水道部長（工藤博文君） 再々質問にお答えします。

黙認するかしないかということについては、黙認はしません。もちろん、それは市民の皆さん平等に対応をしていきたいと考えております。

それと、その周知の方法です。今、国忠議員からお話がありましたことも踏まえて、これは検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 再三、再々質問までいただきましたけれども、最初の質問で市長は自画自賛しているのではないかと、こういうお話をいただきました。

士別は、これだけの降雪、寒冷地帯であります。私がいろんな方から耳にするのは、お仕事で車を運転されている方、あるいは移動で士別に來られた方等々、多くの方々が私におっしゃるのは、すばらしい除雪体制であるというお話を聞きます。名寄からも、同じような予算規模でやっているのだけれども、なぜ士別がこんなにきれいなのだろうと、安全・安心なのだろうということで、名寄市からも調査研究に來たりもしています。

オペレーターの皆さんは朝3時に起きて、もうすぐ準備に入って、除雪に入るわけです。やはり通学あるいは通勤関係含めまして、安全・安心な道路網をしっかりと作り上げると、これが基本としてやるわけです。士別の市道延長面積は、大体歩道も入れますと600キロメートルです。この600キロメートルを約3時間の中で一気にやるわけです。

確かに一時的には、私は、公園などはこういう道路網を整備するために一時的に雪を置く場であってしかるべきだと、このように考えているのです。といいますのは、確かに融雪作業なんかも、しっかりと春先、ことしの場合、多いようであれば、なかなか、先ほど御指摘があったとおり、5月の末にもまだ児童公園が3つ開いていないという、こういういった御指摘もいただきましたから、これからなるべく早く開けるようにするのでありますけれども。

やはり除雪関係の経費だけで年間7億円ぐらいかかるのです。それで、国から來る資金というのはおよそ5億円です。そうなりますと自前の単費は2億円ぐらい出すわけですから、これが公園も利用できないとなりますと、全部排雪ですよ。そうなりますと、相当な業者も増やなければならない、あるいは排雪作業も相当かかる、経費もです。

ですから、これは国忠議員、やはり市有地なんかのあいているところは、安全・安心のために、しっかりと冬場は我々は雪も置かせていただくと。しかしながら、早目にそういったものは

利用できるように改善をしていくと、こういう考え方でいますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それから、チャレンジデーについては、参加しないほうがいいのではないかと、こういうお話がありましたけれども、これはなぜ参加をしたかといいますと、昨年アンケートをとった経過でいきますと、健康スポーツ都市宣言を行っているまちなのでありますから、やはり実際に1週間に1回から2回ぐらいの軽スポーツなどを行っている方が大体3割少しです。1カ月でいきますと1割です。残りは1年間にということです。ですから、やはり皆さん皆スポーツに取り組んでいただくということを含めて今回のチャレンジデーに参加をしています。

確かに今回は、周知不足なんかもあって、27.1%ということですから、全国で最下位の数値なのです。ただ、私は、私もその日、フットパスと、それからラジオ体操と、それとゴルフ場のほうにも行きましたけれども、多くの皆さん方が交流の場としても参加をしていただいているのです。

それで、他の自治体を調査しますと、例えば1年目は10数%とか、2年目で20数%とか、やはり最初は苦戦するのですよね。ところがそれが全国的な、全世界的な規模の取り組みということで、みんなで参加をしていこうではないのかということで、皆スポーツにつながっていくということがあるものですから、これは引き続き、その日が雨になろうと何しよう、いろいろな日があるわけでありましてけれども、決められた日にしっかりとこれは対応していきたいと、こう考えていますので、国忠議員も、子供さんを成長させるために一生懸命頑張っていっしょにやりますから、そういった意味で、もう毎日のようにそういう取り組みをされていますけれども、ぜひこういったことも御理解いただきながらお願いしたいと、こう思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君）（登壇） 3番目のテーマは、中学校部活動の今後についてです。

昨日の渡辺英次議員の質問で、拠点校方式については触れられましたので、2番目は割愛し、部活休養日の件のみ触れていきます。

中学校の部活動は、高校と同様に数十年前より取り組まれ、我が国のスポーツや文化活動の基礎部分をなしています。また、児童・生徒の体力テストでも、本市の中学生が全国平均を上回るといった状況があります。この多くの部分も部活によって培われたと言えるのかもしれませんが。

さて、部活動の過熱化は2002年の学校週休2日からその勢いを増してきました。それ以前は中体連の夏の本大会と秋の新人戦、そのほか1つ、2つの大会ぐらいだったのですが、週休2日となって以来、新聞社などの各種民間団体や自治体などが名前を冠した何々杯という大会が続出し、土曜日、日曜日は毎週のようにスポーツ各競技の大会が生まれ、とりあえずその大会で好成績を残すために、平日は猛練習をするというサイクルに陥った部活はかなりあることと思われま。

最近になってようやく過熱化の反省が始まり、休養日の設定が文部科学省から指導されるよ

うになりました。本市中学校部活の休養日設定状況についてお知らせください。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

部活動休養日については、本年3月に出されたスポーツ庁の運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインにおいて、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医学、科学の観点から、スポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、1週当たり2日以上休養日を設けると示されたところです。

また、北海道教育委員会は、本年3月に各市町村教育委員会に通知した部活動休養日の完全実施の内容として、部活動を行う生徒の学校生活への影響や、けがの防止などのほか、学校における働き方改革の一環としても毎週1日以上は休養日を設定すること、月に1日以上は土曜日、日曜日または祝日に休養日を設定することなど、年間73日以上休養日を設けることを示しました。現在、本市の中学校部活動における休養日については、4つの中学校で週1日、1つの中学校で週2日の休養日を設けているところです。

本市教育委員会としては、道教委が示した休養日の考え方にに基づき、各市町村の状況も踏まえながら、校長会などさまざまな機会でも周知に努めてきたところであり、今後はPTAや各スポーツ団体に対して各種会議などを通じながらこの趣旨を説明していく考えです。

昨日の渡辺議員に対する答弁で教育長から申し上げたとおり、学校に係る運動部活動の方針の策定に加えて、道教委が本年3月に示した学校における働き方改革アクションプランにおいて、市町村教育委員会の役割として市町村立学校における働き方改革を進めるための計画を策定することが求められていることから、他市町村の状況も見据えながら部活動休養日を含めた計画の策定に当たってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○11番（国忠崇史君） 今いただいた答弁で、文部科学省があってスポーツ庁がありますから、文科省の方針と考えていいと思いますが、文科省の方針と道教委の方針というか、指針がありますね。それで、そのほかに私が調べた範囲では、札幌市教育委員会が週2日の休養日を設定するというふうに、札幌市内の中学校には流しているということですよ。

北海道としては、とりあえず1日ということですが、札幌市は2日休むということで、多分その分、部活よりも勉強、教科教育とか、生徒にしたら勉強に当てるということで、私がちょっと心配するのは、札幌市の子は、まちなかに進学塾なんかもいっぱいあるし、勉強する環境が整うと。札幌市以外の子供たちは、休養日は一応週1日あればいいということで、あまりこういう言い方は変ですけども、都会の子は勉強して、郡部の子はスポーツやればいいのかみたいな風潮になる、あるいは勉強の意味での格差が余計大きくなるということになってはいけないのではないかなというふうにちょっと思うのですよね。それで、札幌市と札幌市以外の休養日を合わせていったほうがいいのかと思うのですが、その辺の士別市教育委員会と

しての認識はいかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 鴻野部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

今、議員からお話しございました休養日に関しての、2日、これはスポーツ庁から示されている中身でございます。先ほど答弁でも申し上げましたが、これはスポーツ医学、科学の観点からというような設定であるというふうに私どもも認識しております。

一方、北海道教育委員会においては、週1日以上、年間73日以上と先ほど申し上げましたが、これらについては道教委のほうからも、この間も部活動の休養日に関しては申し合わせ事項ということで週1日以上ということに来てございます。しかしながら、道教委全体の中ではなかなかそれが守られていないというような実態もあったようでございます。そういった意味で、今回、道教委としては1日以上、まずはというところで知らせているのかなというふうに考えてございます。

そういった意味で、これに関しては本市教育委員会といたしましても、道教委、あるいは上川教育局管内、近隣市町村ということで、これらに基づいて、ある意味歩調をそろえるという形で進めてまいりたいというふうには考えてございます。

それからもう一つ、議員もおっしゃられました学習に関してでございますが、私どももこれらに関して、札幌市がそれらに関してどのような位置づけなのかは我々も今、直接把握はしてはございませんけれども、例えば本市教育委員会においては、その学習環境、学習の定着といえますか、そういったことに関しては、例えば中学生になってからというよりも、むしろもう少し低い年齢から、小学生からということであれば、具体的にはチャレンジスクール、これは通学合宿ということをやっておりますし、土曜子ども文化村というようなことも含めて、学習習慣の定着ということでは進めていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明21日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松ヶ平哲幸君） 御異議なしと認めます。

よって、明21日は休会と決定いたしました。

なお、22日は午後1時30分から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時38分散会）